

東向観音寺史料目録(二)

東向観音寺史料調査団

はじめに

前号に引き続き、東向観音寺(京都市上京区)の史料目録を掲載する。第四回・第五回調査の参加者は次の通り(所属は調査当時)。

○第四回調査(平成十七年三月三日～四日)

細川武稔、大塚紀弘、川勝守生、竹ノ内雅人、杉山巖、武部愛子、戸石七生(以上、東京大学大学院博士課程)、呉座勇一、村和明(以上、東京大学大学院修士課程)、海原亮(住友史料館研究員)、河村昌輝(近江八幡市役所市史編纂室調査員)、佐々木創(武蔵大学大学院博士課程)

○第五回調査(平成十七年八月二日～三日)

細川武稔(東京大学史料編纂所研究機関研究員)、大塚紀弘、竹

ノ内雅人、杉山巖、呉座勇一、小瀬玄士、村和明(以上、東京大学大学院博士課程)、松本貴智(東京大学大学院研究生)、佐々木創(武蔵大学大学院博士課程)、三枝暁子(立命館大学文学部講師)

調査にあたっては、観音寺住職上村貞郎様、副住職上村法玄様から種々のご配慮を賜った。厚く御礼申し上げます。

○弥陀懺儀 (3-13)

弥陀懺法の行儀を記した次第書である。奥書から、寛文七年（一六六七）に、宏源が「見映智岫律師」に命じて「黄檗山之本」を書写させたことが分かる。「黄檗山」は寛文元年に明僧隱元隆琦が宇治に創建した万福寺を指すと考えられる。

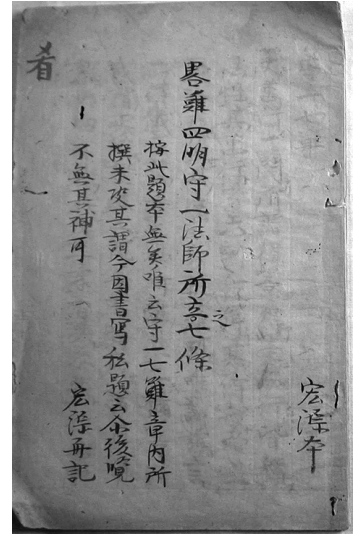
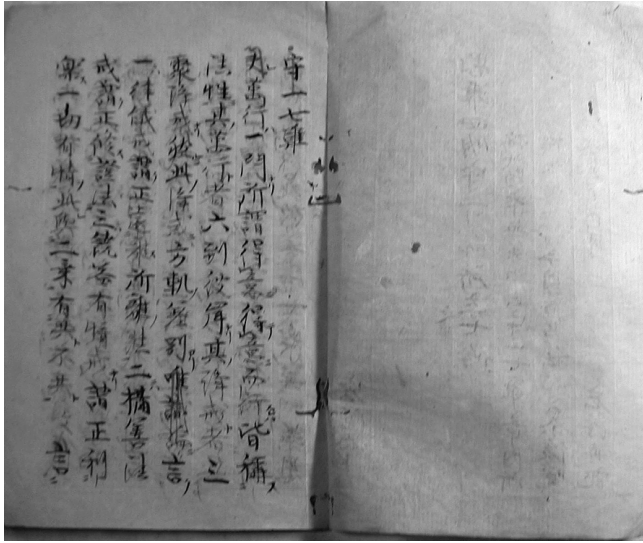
本書と類似の文献として、宋代の天台宗僧、慈雲遵式（九六三〜一〇三二）が著した『往生浄土決疑行願二門』（正修行願門・礼懺門）、泉涌寺伝来の『弥陀懺法』がある。このうち後者と本書は基本的に同文だが、これに見られない注記が本書にある等の差異も見出せる。泉涌寺本は俊苒が将来した南宋の行儀を伝えるものと指摘されており（佐藤哲英「俊苒律師将来の天台文献」石田充之編『鎌倉仏教成立の研究 俊苒律師』法蔵館、一九七二）、本書との関係が注目される。（大塚）

○守一七難 (3-14)

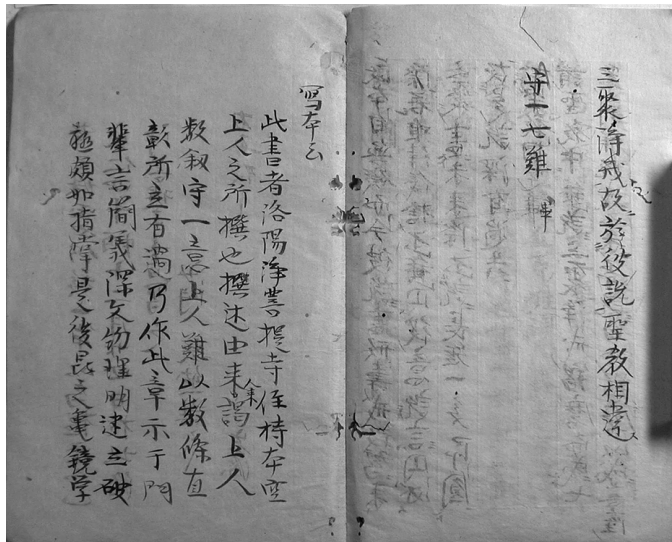
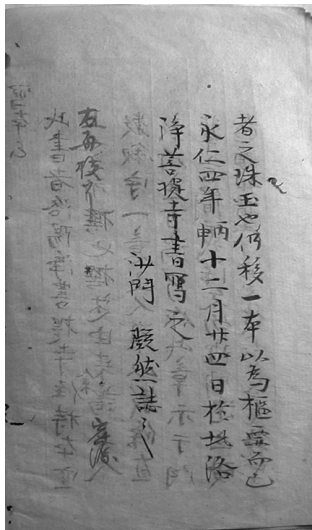
南宋の律宗僧、鉄翁守一（？〜一二四二）が立てた受戒に関する教説を七点にわたって論難した著作である。徳田明本『律宗文献目録』（百華苑、一九七四、以下『目録』）等に見えない新出の文献である。末尾に、凝然が永仁四年（一二九六）に浄菩提寺で書写した際の奥書が引用されており、本書が浄菩提寺住持の本空上人により撰述されたことが分かる。浄菩提寺は京都の一条堀川に所在し、雲寺、窪寺とも呼ばれた戒壇院流の律家（東大寺戒壇院を拠点とした）である。

内容は以下のとおりである。前半では、三聚浄戒、受戒（通受と別受）、南山道宣の教説について概説される。次に、「宋朝近代二師」すなわち妙蓮と守一の間で見解の相違が生じていることを述べ、自身は妙蓮の教説を支持するとする。最後に、「自宗相違難」「円融毀法難」「能所不齊難」「機法乖各難」「法則乱雜難」「円意不成難」「聖教相違難」の七項目を挙げ、守一の教説を論難している。

本書の前提には、具足戒の受戒後に菩薩戒を改めて受ける（増受）する必要があるかどうかという、増受・不増受の問題がある（蕘輪顯量「俊苒の戒律思想」『中世初期南都戒律復興の研究』法蔵館、一九九九）。守一がその著『終南家業』で不増受説を立てたのに対して、妙蓮は本来的な増受説の立場から反論した。南宋における増受・不増受論争は俊苒・曇照・真照等の入宋僧により日本に伝えられたと考えられる。北京の律家では、泉涌寺の俊苒は増受説、戒光寺の曇照は不増受説に立ち、南都の律家は曇照を支持したとされる（『碧山日録』長録三年四月二十八日条）。南都律家が始めた通受による比丘戒の受戒は不増受説に依拠したものといえ、戒壇院流と見られる本空が本書で増受説に立っていることは注目される。なお、後に北京律家でも通受を行うようになったという（『天台名目類聚鈔』）。（大塚）



3 函 - 4 『守一七難』 (右：表紙、左：冒頭)



『同上』 (奥書)

○千手懺法（315）

千手懺法の行儀を記した次第書である。奥書から、寛文七年（一六六七）に智岫が書写し、観音寺で用いられたことが分かる。『弥陀懺儀』と同様、表紙に見える宏源の命による書写と考えられる。

本書の撰述者に関して、表紙に「四明・浄覚師述」の注記がある。このうち「四明」は四明尊者智礼（九六〇～一〇二八）、「浄覚」はその門弟の浄覚仁岳（九九二～一〇六四）を指すと考えられる。両者はともに宋代を代表する天台宗僧である。智礼の著作として『千手千眼大悲心呪行法』が知られ、本書と同文の箇所も見出せる。千手懺法に關する仁岳の著作は知られていないが、注記を踏まえると、仁岳が師智礼の著作を改訂して本書を撰述した可能性が考えられる。他方、表紙には「東山泉涌寺修懺殿」「每晨朝往生浄土修證儀」の注記があり、往生浄土のために、本書を用いた千手懺法が毎朝、泉涌寺の修懺殿において行なわれていたことが分かる。

なお、本書には、本文の殆ど全てに片仮名によって宋音の音注が付されており、宋代に行われた千手懺法の行儀を伝えるものと推定される。この点、『弥陀懺儀』と同様、俊仍が泉涌寺に将来した可能性を含め、詳細な検討が求められる。（大塚）

○地藏院覚雄方法流相承次第（318）

江戸時代前期の観音寺住持宏源（天和二年（一六八二）没）は、前住持の政応から中院流の付法を受けた（13・43・58）が、それとは別に宝輪院宗弘から地藏院流を伝授された。本史料は、空海から宏源に

至る血脈を記したものの。地藏院流は、真言小野流の中核をなした三宝院流から分かれたもので、成賢から付法を受けた道教に始まる。

第一高祖弘法大師—真雅僧正—源仁僧都—聖宝尊師—親賢僧正—淳祐内供—元杲僧都—仁海僧正—成尊僧都—義範僧都—勝覚権僧正—定海大僧正—元海僧都—実運僧都—勝賢僧正—成賢僧正—道教僧都—親快法印—親玄大僧正—覚雄僧正—道快大僧正—快玄—義快—宗寿—通快—俊雄—宗承—宗淳—真永—宗秀—宗俊—亮盛—宗弘僧正—宏源（細川）

○蘭盆献供儀（310）

盂蘭盆供の行儀を記した次第書である。冒頭に宋代の律宗僧、元照（一〇四八～一一二六）が重集（改訂）した同名の『蘭盆献供儀』の序を引用した後、「按泉涌所伝盆供礼文儀云」として行儀が記される。また、行儀の中には、「重集云」として元照の『蘭盆献供儀』の文句が引用注記されている。以上から、本書が元照の同名書を基に編纂されたこと、本書が泉涌寺における盂蘭盆供の行儀を記したものであることが分かる。また、本書には一部に片仮名で宋音の音注が付されている。したがって、『弥陀懺儀』『千手懺法』と同様に、俊仍が南宋から将来した盂蘭盆供の行儀を伝えるものとの想定も成り立つ。

なお、本書の他に、本書と同一原本によると思われる二つの写本が観音寺に所蔵されており、ともに宋音の音注が付されている（3・72、87）。一本は、宏源が寛文九年（一六六九）に書写したもので、識語として、泉涌寺所伝の盆供行儀が中絶して久しいこと、「諸衆」は宋音が自在にならないため、呉音を用いていることが記されており興味

深い。

他方、同じく観音寺に所蔵される『蘭盆献供儀』（5・17）は元照の『蘭盆献供儀』から序を省いたもので、これにも片仮名の朱書で宋音の音注が付されている。この文献は、表紙に「浄光明寺」「慈恩院」とあり、鎌倉の浄光明寺慈恩院で用いられたことがわかる。また、裏面に「無縁葬作法」と題する葬送の作法が記されており、永正十年（一五二三）の書写奥書がある。なお、建治元年（一二七五）に鎌倉極楽寺住持の忍性が刊行した『孟蘭盆献供儀』が律宗戒学院に所蔵されているが（『目録』）、未確認である。中世律家における、元照の『蘭盆献供儀』の受容については、さらなる検討が求められる。

（大塚）

○分亡物儀（3・26）

分亡物の典拠および唐招提寺・西大寺・泉涌寺における分亡物の行儀を宏源が集成した著作である。後三者は、表紙の注記から宏源が洛北の法金剛院にあった古写本を借りて書写したことが分かる。分亡物は、死去した僧侶が所持していた遺物の軽重を判じて分配する作法で、『四分律行事鈔』二衣総別篇の「亡五衆物」に説かれている。

（1）分亡人物行事文拠 「重軽物事」等の十項目を挙げて、関係する『四分律行事鈔』『四分律比丘尼鈔』『行事鈔資持記』等の文句を引用している。宏源の撰述と考えられる。

（2）分亡物作法 唐招提寺における行儀を伝えるもので、奥書から天正九年（一五八一）に泉契が撰述したことが分かる。泉契は駿河の今川氏出身で、泉涌寺住持を経て、天正七年に唐招提寺住持と

なったことが知られる（川瀬一馬「泉契律師」北川知海編『唐招提寺論叢』桑名文星堂、一九四四）。泉契の自筆本が律宗戒学院に所蔵されており（『目録』）、その写本が唐招提寺流の法金剛院に伝わっていたと考えられる。

（3）分亡物法則 西大寺における行儀を伝えるもので、奥書から、清算が元亨二年（一三三二）に「南都東山」で撰述し、然如に伝授したことが分かる。清算（一二八八―一三六二）は文保二年（一三一八）に南都の白毫寺で『三宗綱要』を撰述しており、「南都東山」は白毫寺を指す可能性が高い。また、清算は文保元年に、室生寺住持の忍空から賜った『分物頸次第』を書写しており（『目録』）、これを参照して本書を撰述したと考えられる。なお、清算は同じ元亨二年に「西大寺然如大□」〔徳〕伝によって、『結界法則』を撰述している（『金沢文庫資料全書』五巻、金沢文庫、一九八二）。その後、清算は延文五年（一三六〇）頃に西大寺住持となった（『西大寺代々長老名』。西大寺における分亡物の行儀については、観尊が建長三年（一二五一）に撰述し、正和五年（一三一六）に開版された『律宗作持羯磨』の「分亡五衆物次第」、忍仙が嘉暦三年（一三三二）に撰述した『律宗行事目心鈔』の「分己〔亡〕物略次第」に記述がある。

（4）分衣法則 泉涌寺における行儀を伝えるもので、大燈和尚（源智）が撰述したという注記がある。源智については、永仁五年（一二九七）に泉涌寺で行なわれた『教誡儀』の講義を聴聞したこと、鎌倉の覚園寺住持を経て、泉涌寺住持になったことが知られる（小林花子「鎌倉時代刊妙法蓮華経紙背の源智消息」『図書館研究シリーズ』一一、一九六七）。なお、本書には宝徳三年（一四五

(一)の書写奥書が引用されているが、これと同じ奥書を持つ写本が律宗戒学院に所蔵されている〔目録〕。(大塚)

○自恣法則(3-28)

安居の最終日に行なわれる自恣の行儀を記した次第書である。表紙に見える「戒壇院之法」の注記、奥書に「南都東大寺戒壇院」の古本を書写したとあること等から、東大寺戒壇院における行儀を伝えるものと考えられる。また、文中に「新興天正之聖曆」とあり、天正年間(一五七三-九二)に本書の原形が成立したことが分かる。なお、末尾に、「凝然和尚御作」という「足礼之詞」が引用されている。(大塚)

○洛陽三十三所観音御詠歌・反故他(3-82)

冒頭に「洛陽三十三番」とあり、続いて御詠歌を順に記す。寺院名を明記したものはほとんどないが、御詠歌の内容から判断すると、貞享二年(一六八五)成立の『京羽二重』に記された三十三所と一致すると考えられる。洛陽三十三所観音は、享徳三年(一四五四)成立の『撮壤集』に記された三十三所観音の系譜に連なるもので、近世に復興された際、寺院の入れ替え・順番の変更が行われた。東向観音寺は朝日寺の後身を称し、三十一番札所として定着する。

〔京羽二重〕の洛陽三十三所

- 1 六角堂
- 2 長金寺
- 3 下御霊社
- 4 草堂
- 5 新長谷寺
- 6 吉田寺
- 7 長楽寺
- 8 七観音院
- 9 青龍寺
- 10 清水寺地藏院
- 11 清水寺奥院

- 12 清水寺
 - 13 清水寺朝倉堂
 - 14 泰産寺
 - 15 六波羅蜜寺
 - 16 愛宕念仏寺
 - 17 蓮華王院
 - 18 善能寺
 - 19 今熊野観音寺
 - 20 泉涌寺
 - 21 法性寺
 - 22 城興寺
 - 23 東寺
 - 24 長円寺
 - 25 妙寿院
 - 26 正運寺
 - 27 観音寺
 - 28 西蓮寺
 - 29 長宝寺
 - 30 地藏院
 - 31 朝日寺(東向観音寺)
 - 32 天王寺
 - 33 清和院
- (細川)

○開帳導師法則(3-95-9)

伽藍修造の資金を得るために本尊の十一面観音像を開帳した際の法会次第である。17・12および17・34から、元禄六年(一六九三)と元文五年(一七四〇)に開帳を行ったことが知られる。表白文の中で、如導が中興したこと、光厳天皇の御願所であったこと、本尊は菅原道真の作であることなど、寺の縁起が記されている。また、徳川家康の命で豊臣秀頼が本堂を造営したことも記される。

〔表白文抄出(訓点略)〕

方今

□南閩浮提大日本國

山城州洛陽観世音寺

道場有開供養讚歎

梵筵其志趣□如何者

夫

修造塔廟 興覆伽藍

功德最頂 善行津梁

是故

善施布金則

誓多之扈肇啓

影勝捨林則

竹苑之墀頓振

是則

拂煩惱之糠

得法性米場圃

中印邊海

無所不造立精舍

抑此道場□也

如導和尚所中興而

靈神影向之奇刹矣

光嚴天皇御願所而

菩薩應現之靈場也

尊像儼如□也

施無畏者聖容而

天滿宮所營作也

夫十一面尊者

悲願超餘聖

十種之誓願無誤

利益被患家

四種之功德何疑

憶得

無刹不現之妙應

能作依怙之願海

魏々堂々

得而難稱者歟

夫此寶殿者

依 東照權現之台命

所 豐臣朝臣之營造

公輪削黑

郢工運斧

嵯峨棟宇

高秀青雲之上

璀璨王儔

深徹黃泉之底

莊嚴修飾

無一不盡喜

雖然

星霜押移 雨雪頻浸

朱楹既傾 紺尾將落

依之

篤信之諸檀那

同心催此佳會

開帳五旬

廣乞道俗男女之喜捨

結緣万人

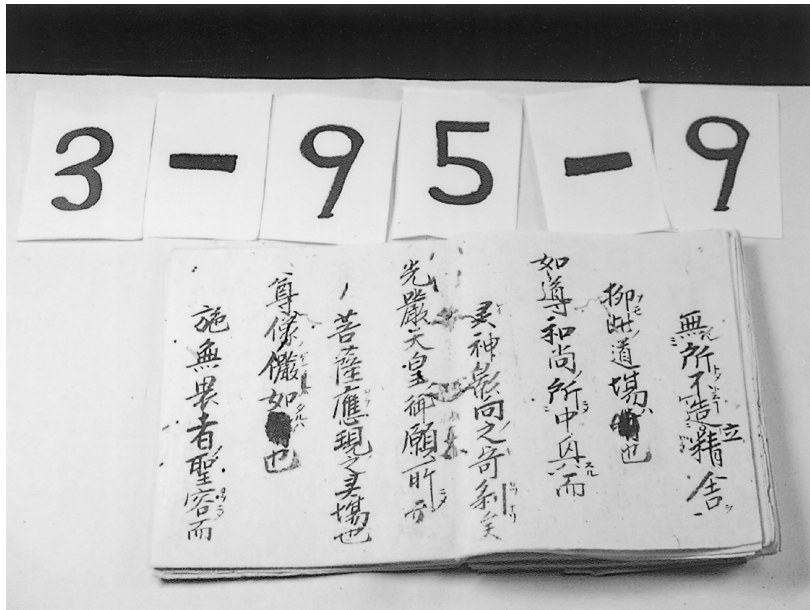
偏求貴賤縑素之加祐

將令

修補殿宇 嚴粧照前

共備資糧 善根無盡者也

(細川)



○法華法（3・95・11）

観音寺前住持の信啓が導師を務めた法華法の次第を記したものの。末尾に参加者が列挙されており、泉涌寺流を中心とした京都の律院、観音寺を御願所とした一条家関係の人々など、観音寺をめぐる人脈をうかがうことができる。観音寺の信啓と通義はともに享保四年（一七一九）に死去しているので（0・53）、それ以前のものである。

〔翻刻〕

出座僧名

来迎院前住	永円寺前住
卓岩長老	虎溪長老
楊柳寺	観音寺前住
貫道長老	信啓 導師
悲田院	来迎院
稽叔西堂 唄	蒙山西堂
本願寺	亭子院
為敬西堂	道光西堂
寿命院	照善院
大収西堂 散花	主岩西堂
誠心院	観音寺
辨什首座	通義
寿命院附弟	法金剛院下
智充律師 讃頭	照南律師
已上	

観音會下

法會奉行 惠浄
承仕 藤井丹後

一条大納言殿御代参 入江修理亮
智君御方御代参 土倉伴内
尊霊御家老 長谷川権左衛門

同老女
醫師 塩見女三
針師 森不干
常陸 中村源太夫

生嶋玄蕃室 外山
一条殿老女 幡摩
向井元桂室 阿豊
水野弥兵衛室 なるせ

一条殿御家頼
若松主殿
向井元桂法眼
三宅誠菴
荻野宗敬

（細川）

【聖教編3 函史料目録凡例】

- ・ 番号は、函から取り出した順とした。包紙等で一括された史料については同一番号を付し、枝番で分類した。
- ・ 名称は、基本的に内題を採用した。外題・尾題等を参照し、調査団の判断で付けた場合は、丸括弧で括った。
- ・ 成立は、すべて江戸時代と判断し、特に欄を設けなかった。
- ・ 品質は、摘要欄に明記のないものはすべて紙本墨書である。
- ・ 法量は、縦×横、単位はセンチメートル。冊子本、折本は表紙を、卷子本、継紙は第二紙を測定した。
- ・ 紙数は、冊子本については丁数を示した。共紙表紙の場合は、表紙も紙数に含めた。折本は折山の数を示した。
- ・ 奥書欄は、意味上の区切りによる改行を鍵括弧で示し、別件の場合は改行して表記した。
- ・ 外題欄には、題名以外の注記も含めて記した。
- ・ 朱筆は二重鍵括弧で括り、虫損等で判読できなかった箇所は、□で示した。
- ・ 本目録の入力作業は、大塚紀弘が行った。

3 函史料目錄

番 號	名 稱	裝 丁	法 量	紙 數	摘 要	典 書	外 題
1	二月堂作法	粘葉裝	23.6×15.6	11			十一面悔過作法 智顛
2	伝受目錄	大和綴	18.1×11.8	38		「寬延四（辛未）天」閏六月十四日 皆寬文丁未夏日使見興智輔律師繕寫之」在北京北塔 觀世音律寺使黃樂山之本也」宏源（生四十三」夏廿 四）	聖教伝受目錄 宣忠 弥陀懺儀 宏源 「肴」
3	弥陀懺儀	粘葉裝	24.0×15.8	10			
4	守一七難	粘葉裝	24.5×15.5	10		写本云「此書者洛陽淨菩提寺住持本空上人之人所撰也 撰述由來人未闕示人數叙守一意上人難以數条直彰所 立有過乃作此章示于門輩言簡義深文約理明建立破極 顯如指掌是後混之龜鏡字者之珠玉也仍移一本以為極 要而已」永仁四年（丙申）十二月廿四日於北洛淨菩 提寺書寫之」沙門凝然誌之 「右再校了」宏源	畧難四明守一法師所立之七条 按 此題本無矣唯云守一七難章內所撰 未決其謂今因書寫私題云尔後覽不 無其補可 宏源再記 宏源本 「肴」
5	千手懺法	粘葉裝	23.8×15.3	14	仮名（宋音）	北野觀音寺公用 于時寬文七初冬上旬書之 智顛写 涌寺修懺殿 每晨朝往生淨土修證 儀是也 宏源 「咸」	千手懺法 四明淨覺師述 東山泉 涌寺修懺殿 每晨朝往生淨土修證 儀是也 宏源 「咸」
6	呪師私之才覚	綴葉裝	14.0×21.3	42			上 呪師 下
7	神供作法	綴葉裝	14.0×21.5	14			下
8	地藏院覺雄方法流相承 次第	折本裝	17.0×11.2	4			地藏院覺雄方血脉相承次第 宏源
9	（密明散華）	折本裝	12.2×10.8	4			密明散華 勒会之時畧之
10	蘭盆供儀并序	折本裝	12.1×10.9	19			蘭盆供礼文儀 印照
11	（宋聖教）	折本裝	12.6×11.9	12	首欠		
12	十善戒法	折紙	16.5×47.1	1		寬文丁未孟春吉日 宏源書	十一面悔過入堂作法
13	（十一面悔過敬白文）	折紙	16.5×47.8	1			十一面悔過敬白 宏源
14	（十一面悔過呪師作 法）	綴葉裝	15.8×10.8	18			十一面悔過呪師作法
15	（十一面悔過法）	綴葉裝	12.0×8.7	6		右依通照撰開合取捨資助恒念相備時用自古所誦亦取 此撰行者隨時宜忘稱揚之矣甲寅夏六月中旬於觀世音 寺記之 比丘 宏源	十一面悔過法（結果敬白） 宏源 筆

番	枝	名稱	装丁	法量	紙數	摘要	奥書	外題
16	1	(今日受者交名)	折紙	15.1×44.2	1	包紙「別受畜衆交名」	寛永元年十一月廿一日「勝善院尊英 畜衆	
	2	(諸役者交名)	綴葉裝	14.9×22.1	4		甲寅六月廿九日署為時用如右欄次已未及一枚後覽助補是折是願「宏源謹識(夏三十)生四十九)」	
17	1	喝食作法	折本裝	14.4×10.5	4	包紙「喝食作法」		喝食作法
	2	(某聖教)	折本裝	10.1×6.3	6			
	3	(某聖教)	折本裝	14.5×11.0	2	首欠		
	4	(梵字翻物)	切紙	8.2×13.2	1	紙本墨版		
18		(結夏)	袋綴裝 (大和綴)	17.1×22.2	7			結夏」元親
19		(如導四百五十年遺忌 敬白文)	俵綴	17.2×13.8	9			
20		(某敬白文)	折本裝	16.3×11.1	13			
21		(某敬白文)	卷子裝	10.3×45.2	1			
22		(七星九曜真言)	折紙	15.9×11.4	1	紙背文書あり		七星九曜真言
23		(曼供表白)	折本裝	17.4×12.8	6			曼供表白
24		□百功德使呪法經	袋綴裝 (大和綴)	24.6×16.3	14			
25		修正導師法則	袋綴裝	15.9×17.6	10		実藏書写之	修正法則」実藏書写之
26	1	分亡人物行事文摺	袋綴裝 (大和綴)	20.3×15.2	15	4本合冊、表紙に「分亡物儀 同文摺 同招提寺式 同西大寺式 同泉涌寺式 右四条各小房略式也 宏源集」とあり	天正九巳七月日於招提寺見合所行之諸本為私用出了大綱如此少異所有之可任□者之意取捨矣 泉柴招提寺第二門律長老云「看病者沙弥時賞看病羊石不作之仍賞看病人作法略之故羊石師判懸重二物之後五德出衆中任教勅押分懸重物等後覆本座者索敬回和	分亡物法則 招提寺 宏源書 今謹借召法金剛之古帙□写之」將今後人斷疑如異者也
2		分亡物作法 泉柴草			9			

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙 数	摘 要	興 書	外 題
	3	分亡物法則 清筭草			13		<p>〔シテ〕可作布分羊石也羊石畢沙弥召入之後五德取三衣等与看病者沙弥也」貞治五年写之云々 按吾泉美宗師所編亦依別房等法悉然粗補別院衆多法亦在此草即自筆写了」丙辰秋日 末資 玄々子源記</p> <p>本云」元亨二年三月十五日於南都東山為迎土弘通草而巳一事已上受然如大德伝了」沙門 清筭 以右本先年之比於燈下如形馳筆之趣散々之間書改之者也」觀応元九月廿六日 元室 延室丙辰秋日以右元室師自筆□騰写之了 玄々子源</p>	<p>分亡物法則 西大寺 宏源書」今亦拜借法金剛本□字之 將令後世之人斷疑知其異者也 北壁觀音律寺</p>
	4	分衣法則 大燼和尚草			7		<p>右古本跋云」室德三年即月十九日 書写了 時延室丙辰秋月借召法金剛而求古本唯写其行要省畧詞句然此法式者大燼師草未審相違鈔文即北義述耳設亦草創之為別房等且補時用者矣坎蓋知北義之所記是籍別房法以強補伽藍行事亦非別院衆多法何夫用此畧式通其伽藍而為本寺常式也乎本等与別院並是依舊式常專所行之趣也若於寺式中少雖畧事存行禮法衆多別法亦用無失坎亦復求清筭述兼泉美草互交匡合北義旧式蓋各有所擬大同小異其筭公跋云為迎土弘通草而已又美師本云為私任意取畧云々良知称迎土及任意皆願別房行用亦二公所出並有行禮法今將斷後覽之疑各律其古草以貽之法係応当謹封而得其寔若人以此畧儀謂本寺式為別院法非吾祖意甚以誤也」昔丙辰南呂念一日 釈玄々源 謹識</p>	<p>泉涌寺」分衣法則 大燼」聖心 右古本在西山法金剛直以古本諱令 書写了 宏源 北壁觀音律寺（公用）</p>
	27	聖天略念誦	折紙	17.0×13.1	1			聖天略念誦」照專
	28	（自恣法則）	折本裝	15.1×11.3	9			自恣法則 戒壇院之法」宏源
	29	加持土砂表白	折本裝	16.4×15.2	7			加持土砂表白 宏源」延室己未六月十日」施主 仁右衛門
	30	（自恣略作法）	綴葉裝、 折紙	19.8×22.9	4			自恣略作法」宏源
	31	七仏畧戒	折本裝	14.0×9.9	11			
	32	（呪師祓祭文・大導師食堂作法）	折紙	14.4×21.2	26			呪師祓 祭文」大導師 食堂作法

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙数	摘 要	興 書	外 題
		(諸神勸請文)	卷子装	31.5×110.9	1			
33		(修職法則)	卷子装	10.1×51.8	1		師「法印淨雲(六十五)」一校了」寛文十三丑五月日」拾遺書写之	
34		(某敬白文)	卷子装	9.9×46.7	1		于時正保二(乙酉)卯月吉辰」寛心書 寛文九十一年廿日 藏司智岫書	
35		(梵唄)	折装	15.6×10.9	1			【梵唄】
36		(土藏建立敬白文)	折装	17.6×10.8	1			
37		引導秘伝	折紙、折装	17.1×41.8	1			
38		(施餽鬼大幡図)		33.8×23.9	1			
39		新口寂慧燈比丘遺財注疏	折紙	14.9×44.2	1			
40		(某表白文)	折本装	15.4×12.0	11		享保三戊戌年春季之日」為当用早筆写之」【同九月十二日二更於慈光之南軒」点草句了」通義 延享四丁卯年十月 智春」伝授阿闍梨泰嶺	
41		結願略作法	折紙	15.9×44.2	1			
42		悪夢消滅法	折紙	14.3×38.9	1			
43		灌頂護摩表白	折紙	13.8×46.2	1		寛延二己巳年正月廿一日 智春」伝授大阿闍梨泰嶺	
44		錫杖	折本装	14.3×13.1	9	包紙「切声錫杖」	仍当用書写之畢北野觀音寺 政応」寛文五三月四日 明曆三年十一月廿七日依字規唐文之時臨灯下元之而書帷夫」薰成香於万境 一由羯磨洪爐」統法灯於長夜 豈非染毫功油」名字息慈正甫	切声錫杖
45		自誓受三聚淨戒作法	折紙、仮綴	19.9×14.4	6			
46		(散花)	折本装	10.3×8.9	4			散花」寛心
47		(印明注文)	折紙	14.2×43.1	1			
48		私散念誦	折本装	16.4×8.1	1			
49		(某啓白文)	折本装、切紙	18.0×14.2	3	首次		
50		(某聖教)	折本装	18.1×11.6	3	断簡		
51		(某聖教)	折本装	16.7×3.5	2	断簡		
52		(某聖教)	折本装	16.7×8.5	2	断簡		

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙数	摘 要	奥 書	外 題
52		(某聖教)	折本装	16.7×3.5 16.7×8.5	2	断簡		
53		兼師	折本装	16.2×12.0	6			
54		(某法会指図)	竖紙	23.8×34.1	1			
55		十想念仏相承口決	折紙、折装	17.0×44.1	1			
56		(後夜念誦口決)	折紙、折装	16.0×48.8	1		大業院政警僧都(ヨリ)申請書写畢	後夜念誦口決
57		大日経	折紙、折装	12.1×34.3	1			
58		会鈔一(序品)	折紙、折装	14.5×41.8	1			
59		(某聖教)	折本装	11.9×6.6	7		寛文十二年九月七日「印照書	
60		方丈開講畧式	粘葉装	16.1×15.4	4	包紙「開講畧式」	右備如法堂式今臨当用即編具次了」寛文己酉結夏日 宏源	開講畧式(方丈)」北整觀世音律 寺
61		法華印写供養法則	折本装	16.5×12.1	7			
62		梵網菩薩	折本装	17.5×12.5	18			
63		(灌頂表白)	折本装	17.9×15.2	10			灌頂表白「元禄十二年十月初八日 為慈求照通達開坦之御早奉出了」 信啓
64	1	密廻向	折本装	6.8×5.5	11	包紙2「顕密廻向」 「廻向造紙 宏源本」		
	2	回向雜紙	大和綴	19.8×13.7	11	仮名(宋音)	寛永廿一曆五月下旬於城北書之畢	廻向雜紙」宏雅之
65		(某聖教)	折本装	12.0×10.4	8	断簡		
66	1	羅漢供	折本装	8.6×4.5	19	包紙2「請十六羅漢」 「十六羅加」	「北野觀音寺下」信啓之」	
	2	(某聖教)	折装	16.6×7.3	27	尾欠	天和二(壬戌)秋日	
67	1	(壬生寺大念仏法則)	折本装	14.1×9.9	17	包紙「壬生寺大念仏 法則」		壬生寺大念仏法則
	2	常樂会法則	折本装	8.7×7.4	15		延宝九(辛酉)歳二月十五日「幸然	「涅槃会」

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙数	摘 要	奥 書	外 題
68	1	(某護摩壇图)	竖紙	31.4×23.2	1	包紙「大元帥」		
	2	(阿比薄俱元帥大將上 仏陀羅尼經修行儀軌卷 中拔書)	竖紙	23.6×35.1	1			
	3	(某敬白文)	竖紙	24.7×30.7	1			
	4	(儀軌卷中拔書)	竖紙	23.6×33.4	1			
69		大黑天神法	折本装	18.0×12.1	3	尾欠		大黑天神法 南溪
70		自恣表白	折本装	14.6×10.4	4	尾欠		自恣表白」宏源
71		羅漢供	折本装	14.6×10.9	7			羅漢供」南溪 (梵字)
72		(蘭盆献供儀)	粘葉装	14.4×16.7	15	首欠、仮名(宋音)	延宝七(己未)天六月悲母亡日書写了期亡阿親報恩 得脱法界群品同能仏果(而已) 善信	
73		(某聖教)	折本装	16.3×10.9	59	首欠		
74		(某聖教)	折本装、 切紙	15.8×10.5	19	首欠		
75		(某聖教)	折本装	16.2×14.7	11	断簡		
76		(某書付)	竖紙	24.4×33.9	1			
77		(某聖教)	折本装	11.0×9.2	4	首欠		
78		(某聖教)	折本装	9.5×9.0	3	断簡		
79		御正体	切紙	24.0×16.0	1			
80		引講師警策文	竖紙	20.1×27.2	3			
81	1	(某書付)	竖紙	23.2×29.7	2			
	2	(某書付)	竖紙	23.2×29.7	1			
82	1	(洛陽三十三所觀音御 誦歌・反故他)	竖紙	18.0×23.6	22			
	2	(某書付)	竖紙	18.0×23.2	2			
	3	(某啓白文)	竖紙	20.0×27.2	2			
83		(某聖教)	折装	11.6×14.1	1	断簡		
84	1	(某聖教)	竖紙	25.5×18.1	15	首欠	時延宝午雪臘念五日」 釈 宏源 再定	

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙数	摘 要	奥 書	外 題
	2	(某聖教)	総紙	18.5×24.3	6			
85		別受大僧具足戒法儀	折本装	23.7×13.3	59	中欠	皆寛文十二年歲次壬子七月初八日於北塋觀世音律寺	大僧別受戒儀(草案) 宏源
86	1	十一面觀音札儀法	折本装	16.5×7.3	28	尾欠、包紙		
	2	十一面觀自在尊札儀儀	折本装	20.2×7.5	36			
87	1	蘭盆獻供儀(并序)	折本装	15.0×9.1	35	仮名(宋音)	右泉涌所伝盆供儀中絶盖有年矣今略潤色以是当用 就中宋音諸衆不自在故皆用吳音者也」寛文己酉三伏 日」泉峰未流 宏源識	
	2	啓請十六大阿羅漢獻供儀	折本装	16.8×7.5	72			
	3	逸州秋葉山大権現神拜式	折本装	17.4×9.3	16			
	4	梵網經盧舍那仏説菩薩心地法門品第十	折本装	19.5×7.0	64	紙本墨版		
	5	十一面觀自在尊札儀儀	折本装	6.5×18.9	42	朱文方印「北野觀音寺」	時延宝午雪臘念五日	
88		仏説護諸童子陀羅尼呪經	折本装	18.3×7.5	23			護諸童子經 明和二年十二月十一日写
89		修正作法 壬生宝幢三昧寺	総紙	15.4×67.5 17.2×69.5	9	包紙「壬生寺 地藏佛 過」	本云」天正四年霜月五日 壬生寺 栄玉判 已上」寛文丁未臘廿八日以下京壬生宝幢三昧寺之法 則且為当用全令書写了」北塋上林院觀世音律寺」小 比丘 宏源識	
90		大僧半月布薩儀	総紙	17.4×24.0	23			
91	1	(舍利講)	折本装	7.4×6.8	8	包紙2「伽陀」「舍利講伽陀」		舍利講
	2	(舍利講)	折本装	14.0×11.2	12			
	3	舍利講伽陀	折本装	15.1×13.4	6			舍利講伽陀
92	1	(敬白文)	仮綴	12.2×35.0	4	包紙2「後光明院御塔 供養」		
	2	願得如意宝珠法	折本装	16.6×12.2	8			
3		小供養法(又云早々念誦)私口伝	折本装	16.6×12.2	7			

番	枝	名称	装丁	法量	紙数	摘要	奥書	外題
	4	(草稿)	折紙	31.4×45.4	1		高寿卿稿	
	5	五十三仏作法	折本装	15.7×12.5	11			
	6	(敬白文)	折本装	15.9×12.2	8			
	7	光明三昧表白	折本装	18.2×13.4	7			
	8	十種供養作法	折本装	16.4×13.1	9			承応甲午霜月廿一日未刻」御光明院御石塔供養法則」宏源
93	1	四櫛之幡指図	折紙	15.0×43.7	1	包紙「康安寺堂供」	乙卯秋日謹考之卒爾授吾門弟若非其機当応遠慮之条吾大阿既被示之了」伝法比丘 宏源識再令告之彼道具指図之中第二秘事云々」染再啓京北觀世音律寺公用	
	2	(五如来幡・大幡注文案)	縦紙	24.4×34.0	1			
	3	(水陸会調誦文)	縦紙	33.5×42.6	1		寛文十庚戌七月廿四日也」右丹州舟井郡大谷海老坂地藏堂創建供養之回向為当用草之了 宏源	水陸会
	4	(地藏菩薩副物)	切紙	29.1×14.7	1	紙本墨版、「丹州舟井郡」大谷海老坂」とあり		
	5	(布薩偈・加法)	切紙	7.0×6.9 8.8×5.9	2	包紙「布薩偈 加法」朱文方印、白文方印	「延宝二年寅七月十八日」光澄書	布薩偈 么儿
	6	(卒塔婆五本注文)	縦紙	24.4×34.1	1			
	7	(丹州桑田郡八代庄鎮守冬木大明神本末社注文)	折紙	15.1×43.9	1			
94	1	(沐浴作法)	粘葉装	16.3×15.7	3	包紙 □第五 (諸尊通用次第 十度異名 十二合堂 幣帛用意 寺号事 曼供念打事 人仏作法 台道場 □天 □次第 亡者得脱)」		
	2	受五戒法則	粘葉装	16.3×15.7	8			受五戒法則 (持八齋法)」觀音寺宏源

番 枝	名 稱	裝 丁	法 量	紙 數	摘 要	與 書	外 題
3	(弊帛用意)	粘葉裝	16.4×15.3	12		永正三年三月十七日写之」粘豐判 永正三年三月十七日写之」上御靈神主 粘豐判 永正(丙寅)三年八月廿五日写之」神主上座 粘豐判 右本紙以□能豎半紙認之了」為所持用如斯写之者也」寛文癸卯十月之初 宏源書 右本紙橫折紙調之了今度如斯書写者也」癸卯之冬天 金資 宏源書	弊帛用意」常照
4	施鐵鬼法	粘葉裝	16.6×15.7	8			施鐵鬼法 三寶院 薄」玄龍
5	修法後加持法	粘葉裝	16.4×15.6	10			後加持等法則 三寶院 薄」玄龍
6	宝生尊法	粘葉裝	16.5×15.6	6			宝生尊 三寶院 薄」玄龍
7	定光仏法	粘葉裝	16.5×15.7	4			定光仏 三寶院 薄」重」玄龍
8	善名称吉祥王如来法	粘葉裝	16.5×15.7	4			善名称 三寶院 薄」玄龍
9	大威徳法	粘葉裝	16.2×15.4	6	白文方印		大威徳 三寶院 薄」頓空
10	曼荼羅供金打事(并堂達事)	粘葉裝	16.7×15.4	4			曼荼羅供金打事」十八」宏源
11	天等行法□次第	粘葉裝	16.6×15.5	4			天等行法□次第」宏源
12	宝篋印法	粘葉裝	16.7×15.6	3	朱文方印「宏源」		宝篋印法 私」秘觀方便 宏源
13	(諸尊通用□次第)	粘葉裝	15.8×15.6	20		右一本一覽之次使幸然房書写之了寔為法用之補助者也」延宝辛酉七月十七日一校了」密林□嫩信啓誌	諸尊通用□次第」第廿五 广 信啓
14	宝篋印陀羅尼法	粘葉裝	16.6×15.5	6			宝篋印」宏源
15	烏鬚沙摩法	粘葉裝	16.6×15.4	6			烏鬚沙摩」普」宏源
16	眠臥時作法	粘葉裝	16.6×15.4	6			眠臥作法」十一」宏源
17	摩利支天法	粘葉裝	16.5×15.3	6	朱文方印「宏源」		摩利支天」重」宏源
18	小野神供	粘葉裝	16.7×15.2	4			小野神供 三寶院 薄」宏源
19	鳩摩羅天法	粘葉裝	16.6×15.4	4			鳩摩羅天法 三寶院 薄」重」宏源
20	五字文殊法	粘葉裝	16.5×15.4	5			五字文殊」普」宏源
21	一字文殊法	粘葉裝	16.6×15.3	4			一字文殊」重」宏源
22	六字文殊法	粘葉裝	16.7×15.6	4			六字文殊」重」宏源

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙数	摘 要	奥 書	外 題
	23	五字文殊法	粘葉装	16.6×15.6	6			五字文殊法」隆盛
	24	五秘密法	粘葉装	16.4×15.7	6			五秘密 三宝院 薄」玄龍
	25	迦楼羅天	粘葉装	16.2×15.7	4			迦楼羅天 三宝院 薄」玄龍
	26	水迦羅天	粘葉装	16.3×15.7	6			水迦羅天 三宝院 薄」玄龍
	27	仏眼法	粘葉装	16.6×15.6	8			仏眼 三宝院 薄」玄龍
	28	阿闍仏法	粘葉装	16.5×15.6	6			阿闍仏 三宝院 薄」重」玄龍
	29	乘師法	粘葉装	16.5×15.7	10		本云「文永五年二月廿日書了」定心	乘師 三宝院 薄」玄龍
	30	炎魔天供	粘葉装	16.4×15.8	8			炎魔天供 三宝院 薄」玄龍
	31	文殊師利菩薩根本大教 主金翅鳥品一卷	粘葉装	16.2×15.8	4			金翅鳥 三宝院 薄」玄龍
	32	伎芸天女法	粘葉装	16.2×15.6	5			伎芸天女 三宝院 薄」玄龍
	33	施餓鬼	粘葉装	16.5×15.7	2			
	34	御持僧作法	粘葉装	16.4×15.6	3			御持僧作法 三宝院 薄」玄龍
	35	御衣木加持作法	粘葉装	16.5×15.7	4			御衣木加持作法 三宝院 薄」玄龍
	36	許可表白 (松橋方)	粘葉装	15.3×16.1	4			
	37	私許可用意事	粘葉装	15.3×16.1	8			許可用意 (并畧支度松橋方)
	38	勝軍地藏法	粘葉装	17.1×16.1	□			勝軍地藏法 (台密)」頼哉
	39	十度異名	粘葉装	16.2×15.4	4			十度異名」二」宏源
	40	毗羅延天法	粘葉装	16.6×15.4	2			毗羅延天法 三宝院 薄」重」宏源
	41	円満金剛	粘葉装	16.4×15.7	4		文応二年正月廿九日以報恩院御本寫了」金剛仏子女 慶云々	円満金剛 三宝院 薄」玄龍
	1	(姦頂阿闍梨表白)	折本装	14.9×12.5	8	包紙「水丁等諸表白」		姦頂阿闍梨表白
	2	阿弥陀法	折紙	12.2×17.3	10		寛文九年四月十一日於阿弥陀寫之	阿弥陀
	3	(求聞持表白)	折紙	14.8×22.1	6			求聞持表白
	4	(敬白文)	折紙	31.3×89.0	1		寛文十一年亥三月廿六日於当寺修行伝法水丁之御出 編次之了」北塾観音律寺 宏源 阿一	
	5	臨終大事	折紙	31.2×43.8	1			

番	枝	名 称	装 丁	法 量	紙數	摘 要	與 書	外 題
6		(阿弥陀經印写供養)	折本裝	14.9×14.1	8		右為壬生西坊中之草之了」宏源草 寛文乙卯林鐘六日」右為高承大徳十三回忌子勤開眼 供養了」宏源拜書	阿弥陀經 (印写供養)」宏源草
7		(表白文)	折紙	31.5×45.1	1			
8		(伝法灌頂之梵儀)	折紙	31.3×44.9	1			
9		開帳導師法則	折本裝	14.1×11.5	23			
10		如意輪開眼表白(草)	折紙	14.8×21.9	4		右為上京某氏子已修点眼供養者也」寛文壬子十一年 夏日為一座供養如此咒願者也」釈宏源書	
11		法華法	折本裝	15.7×12.4	15			法華經法
12		法華三昧表白	折本裝	18.1×11.8	11			法用」法華三昧表白(六月二日)
13		(表白文)	折本裝	17.7×13.7	11			
96		毎日入堂法施	折紙	16.0×44.5	1			
97		(某聖教)	切紙	13.5×2.5	1	斷簡		
98		(「自資法則」包紙)	切紙	23.3×33.5	1			
99		(「数々入」包紙)	切紙	22.8×32.0	1			
100		(「啓白」包紙)	切紙	23.1×33.5	1			
101		(紙片)	切紙	11.5×22.3	1			
102		(紙片)	切紙	27.0×5.5	1			

○印信案 道教流（13・42）

元久元年（一二〇四）十一月十五日、成賢が勝海に付法した際の印信の案文。裏書から、宗弘が記したものを万治元年（一六五八）に観音寺住持宏源が写したことがわかる。宏源は、成賢の資道教に始まる地藏院流を宗弘から授けられている（3・8）。文面は墨で具支印信（伝法灌頂印信）を写し、印可印信（許可灌頂印信）で異なる部分は朱で書かれている。具支印信は『正嫡相承秘書』（大通寺蔵）に収められている。

（奥書）

於具支与印可印信之書様有六ヶ条之不同、近来末学之輩印信皆以令錯乱歟、仍聊記之、墨ハ具支印信、朱ハ印可印信也、具支并印可両通印信以成賢自筆本写之、

（裏書）

万治元戊戌九月十日以師主僧正宗弘之自筆写之了、

弟子宏源拜書

○中院流血脈（13・45）

観音寺住持宏源が前住持の政応から付法を受けた中院流は、真言小野流の分派で、高野山の中院に住した明算（一〇二一～一一〇六）を祖とする。13・15～26が養遍から政応への、13・43～58が政応から宏源への付法に関する史料で、本史料は大日如来から宏源に至る血脈を記したものである。

大日如来―金剛薩埵―龍猛菩薩―龍智菩薩―金剛智三蔵―不空三蔵
―恵果和尚―弘法大師―真雅僧正―源仁僧正―聖寶僧正―観賢僧正

―淳祐内供―元杲僧正―仁海僧正―成尊僧正―明算僧都―良禪僧都
―兼賢僧都―定賢僧都―明任大僧都―道範阿闍梨―賢定阿闍梨―仁
然僧都―玄海僧都―快成大僧都―信弘大僧都―頼圓僧都―長覺法印
―勝義僧都―忠義僧都―朝盛法印―憲珠僧都―海辨僧都―頼杲僧都
―養遍僧都―政應僧都―宏源西堂

【聖教編13函史料目録凡例】

・この函は、元和五年（一六一九）に俊圭より政意に、寛永二年（一六二四）に養遍より政応に、さらに寛文四年（一六六四）に政応より宏源に対して行われた伝法灌頂に関わる印信を中心とする史料群である。

・「番」には、函から取り出した順に付した史料番号を記した。そのため、近代以後の整理の過程を反映して一連の印信であるにも関わらず「番」が離れているものもあるが、それについては備考欄にその旨を記した。

・印信は印明、紹文、血脈に大別される。「種別」にはそのうちどれに該当するかを示した。

・伝法灌頂の「授者」「受者」を示した。目録作成者の推定にかかるとものは（ ）で括弧で示した。

・本目録は、杉山巖・細川武稔が主として作成した。

13函史料目録

番 枝	種 別	名 称	和 曆	西 曆	法 量	授 者	受 者	備 考
1	印明	秘密灌頂印信	元和5年5月17日	1619	35.4×48.7	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	政意	
2	印明	南山八葉峯	元和5年5月17日	1619	35.5×48.9	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	政意	
3	印明	瑜祇灌頂密印	元和5年5月17日	1619	35.6×48.6	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	政意	
4	印明	御影堂三重大事	元和5年5月17日	1619	35.6×48.8	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	政意	
5	印明・血脉	御社印信	元和5年5月17日	1619	35.6×71.8	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
6	印明	後僧正大事	元和5年5月17日	1619	35.6×48.8	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
7	印明	大塔大事	元和5年5月17日	1619	35.7×48.8	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
8	印明	小塔大事	元和5年5月17日	1619	35.5×48.2	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
9	印明・血脉	唯授一人大事	元和5年5月17日	1619	35.6×58.5	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
10	印明	遍明院大事	元和5年5月17日	1619	35.7×45.0	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
11	印明	天長印信	元和5年5月17日	1619	35.5×48.0	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
12	印明	中院大事	元和5年5月17日	1619	35.7×48.8	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
13	印明	諸社習事	元和5年5月17日	1619	35.7×48.8	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
14	印明	臨終印明	元和5年5月17日	1619	35.6×45.0	伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	政意	
15	印明	許可密印	寛永2年2月2日	1624	32.2×45.7	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
16	紹文	許可	寛永2年2月2日	1624	32.2×44.7	伝授大阿闍梨権大僧都(兼通)(花押)	大法師政応	
17	印明	塚 砦	寛永2年2月11日	1624	28.2×45.6	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
18	印明	多聞天秘印明	寛永2年2月11日	1624	28.5×67.8	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
19	印明	秘密灌頂	寛永2年2月11日	1624	28.5×44.7	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
20	印明	小塔大事	寛永2年2月11日	1624	28.5×44.5	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
21	印明	大塔大事	寛永2年2月11日	1624	28.5×45.3	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
22		伝法灌頂次第			28.2×44.2			13-46と同文
23	印明	金剛界伝法灌頂密印	寛永2年2月11日	1624	28.5×45.5	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
24	印明	南山八葉峯	寛永2年2月11日	1624	28.6×45.7	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	押紙あり
25	印明	壽命大事	寛永2年2月11日	1624	28.5×46.2	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	
26		南山金剛峯寺大事(口決)	寛永2年2月11日	1624	28.5×45.6	伝授大阿闍梨権大僧都兼通	政意	

番	枝	種別	名称	和	厩	西暦	法量	授者	受者	備考
27			堅師記写				28.4×67.0			奥書「以玄海学頭自筆写之云々」13-52と同文
28		印明	許可(小野大僧都)	元和5年4月22日	1619	34.8×49.2		伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	秀意	
29		紹文	授与伝法灌頂職位事	元和5年5月17日	1619	35.4×48.7		伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	政意	13-1~14と一連のもの
30		印明	秘密伝法灌頂秘印	元和5年5月19日	1619	35.8×48.8		伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	政意	
31		紹文	授与伝法灌頂職位事	元和5年4月22日	1619	34.8×49.2		伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭	秀意	
32		印明	秘密伝法灌頂秘印	元和5年4月22日	1619	34.6×49.4		伝授大阿闍梨前左学頭法印権大僧都俊圭(花押)	秀意	
33		印明	台大師 大日鏡印等	元和7年10月11日	1621	34.6×48.8		伝授大阿闍梨権大僧都清融	勢秀	
34		印明	秘密伝法灌頂印	元和7年10月11日	1621	34.6×49.0		伝授大阿闍梨権大僧都清融	勢秀	
35			水瓶図			30.8×46.0				
36		印明	第二重許可案			33.8×38.7		伝授大阿闍梨 某甲		印信の書例を記せしものならん
37		血脈	泉涌律血脈			37.1×46.8				釈迦より寛永期の如周正専に至る血脈を記す
38			袈裟記	正徳5年仲夏		1715	29.6×108.5			奥書「上林沙門聖徒合十」
39		印明	秘密伝法灌頂秘印			34.3×50.6		伝授大阿闍梨権大僧都(政意)(花押)		
40			取名	延享2年12月18日	1745	30.8×41.8		賜紫沙門泰嶺(高旭)○朱印二顆を捺す、	智春房	
41		印明	臨終大事	延宝8年4月23日	1680	34.2×51.7		伝授阿闍梨師 宏源	如海法師	
42		紹文	印信案 道教流	元文元年11月15日	1736	31.7×45.3		伝授大阿闍梨権少僧都法眼和高位成賢	権律師勝海	同年月日の案文を翻して包紙と為す
43		印明	金剛界伝法灌頂密印	寛文4年12月13日	1664	34.2×51.0		伝授阿闍梨政意	宏源	
44		印明	南山八葉峯	寛文4年12月13日	1664	34.3×51.2		伝授阿闍梨政意	宏源	
45		血脈	中院流血脈			34.3×50.7				大日如来より宏源に至る血脈を記す
46			伝法灌頂次第			34.3×51.0				13-22と同文
47		印明	御社印明	寛文4年12月13日	1664	34.3×51.0		伝授阿闍梨政意	宏源	

番	枝	種別	名称	和暦	西暦	法量	授者	受者	備考
48		印明	璽紙	寛文4年12月13日	1664	34.1×51.2	伝授阿闍梨権大僧都政応	宏源	
49		印明	許可密印	寛文4年12月13日	1664	34.2×51.0	伝授阿闍梨権大僧都政応	宏源	
50		印明	殞命大事	寛文4年12月13日	1664	34.1×51.2	伝授阿闍梨政応	宏源	
51		印明	大塔大事	寛文4年12月13日	1664	34.2×51.0	伝授阿闍梨政応	宏源	
52			堅脚記写			34.2×64.8			奥書「以玄海学頭自筆写之云々」13-27と同文
53	1	紹文	授与伝法灌頂職位事	寛文4年12月13日	1664	34.2×50.9	伝授阿闍梨権大僧都(政応)(花押)	宏源	
53	2	紹文	許可	寛文4年12月13日	1664	34.2×50.9	伝授阿闍梨権大僧都(政応)(花押)	宏源	
54	1		南山金剛峯寺大事(口決)	寛文4年12月13日	1664	34.2×51.1	伝授阿闍梨政応	宏源	
54	2	印明	唯授一人大事	寛文4年12月13日	1664	34.7×50.8	伝授阿闍梨政応	宏源	モト押紙一葉あり
55			即身成仏頌言			34.1×51.1			包紙ウハ書「即身成仏頌文(中心方) 宏源」
56		印明	高野山中印流印信	寛文4年12月13日	1664	34.2×51.1	伝授阿闍梨政応	宏源	
57		印明	多聞天秘印明	寛文4年12月13日	1664	34.4×50.9	伝授阿闍梨政応	宏源	
58		印明	小塔大事	寛文4年12月13日	1664	34.0×51.0	伝授阿闍梨政応	宏源	

【近世文書編概要】

ここからは近世期の文書について概説する。前号の紀要で述べたとおり、近世文書の入った箱は函1・4・8・9・11・17・18・21・24・31・32・33であり、これまでに函1・4・8・11・18の分の目録を収録した。本年度8月の調査では函31までの仮目録作成を終了しており、今回の目録では函9・17・21の分を掲載する。

以下、各函の概要を述べる。

〈函9〉

いくつか年代不明の文書があるものの、基本的には一七世紀から一八世紀初期の村方・門前両方を含む観音寺領関係文書が多い。西京村の年貢減免や田地譲渡に関する史料(9・1)のほか、寛永十二(一六三五)年から享保六(一七二一)年までの西院村・西京村水帳(9・50)など、一七世紀の観音寺領を知る基礎史料を確認できるほか、町触に対する請書(9・41)などがみられる。また特に寛永年間の観音寺門前町人惣左衛門の屋敷をめぐる出入一件の史料(9・3、9・5)や、慶長十九(一六一四)年の観音寺・屋敷・門前すべてを譲渡するという譲状(9・2・3)などが注目される。

〈函17〉

もともと菓子袋にまとめられた門前関係(17・1)と御土居関係(17・2)の史料群、および松梅院に対する触書への請状(17・19)のほかは、とくに函として整理された形跡は見られない。内容は多岐にわたり、元禄六(一六九五)年開帳の例を示した「例帳」(17・12)、末寺住職の宗旨請状(17・33)のほか、西院村・西京村や寺の作事に

おける領収書などが確認できる。そのほか、一八世紀末の西京神人と近隣の町・村役人とのあいだで起った争論に関する長文の史料も存在する(17・59)。

〈函21〉

この函には聖教や図面付きの作事願(21・3・15・16・17)のほかに、縁起類が数点確認できる。なかでも「白衣尊縁起」(21・2)は観音寺境内に現存する白衣観音の縁起で、一七世紀初頭日本に渡来した明人陳元賛が尾張徳川光友室千代姫へ献上し、その娘輝子が一条家へ嫁いだ後、祈願所であった縁から寄進されたと伝承されている。観音寺と一条家との関係を伺う事のできる史料として注目される。

以上の通り今回目録を掲載した分は近世初期の観音寺だけではなく、その門前や天満宮との関係、周辺の西京・西院村などの特徴を考察する事のできる史料が多く見受けられた。ただしこれらの史料のうち、特に門前関係で同内容のものが後の函でも確認できるので、近世における観音寺の史料管理について考えながら、観音寺と史料群全体の特徴を考えていく必要があるだろう。なお今回は、「門前之掟」(17・1・60)について以下に紹介する。

* 「門前之掟」(17・1・60)

17・1には、元和から享保にかけての約一世紀に渡る期間、複数の門前関係史料を見受けることができる。そのひとつが「門前之掟」(17・1・60)である。この史料は承応元(一六五二)年、寺から門前へ二十二箇条にも及ぶ掟を、門前すべての町人が連判して申し請け

た形式となつてゐる。その後半には、京都におけるほかの町のものと
同様の町式目が続けて掲載されている。

このような門前町の町式目は京都でも珍しいものであるが、特に注
目すべきは北野天満宮松梅院との関係である。この史料に前後して、
明暦二（一六五六）年三月に松梅院と観音寺との間で門前の役儀加増
および門前の呼称をめぐる争論がおこり、和談が成立したとされる
〔北野天満宮文書 目代記録〕北野天満宮史料刊行会、一九八四年、
二六〇～二六五頁。以下『目代記録』と略称。観音寺には、このと
きの天満宮目代ならびに和談の斡旋者名で観音寺に差し入れた内済の
書状があり（17・1・50・56）、住持定源による覚書（17・1・10・
15・22・64）もあわせて当該文書の中に確認され、観音寺側の主張を
うかがうことができる。さきほどの『目代記録』によると、観音寺門
前という名称については、先述した慶長一九年の観音寺・屋敷・門前
すべてを譲渡するという譲状（9・2・3）を根拠として相互に認め
ることとなった。しかし役儀は天満宮の松梅院に管轄されていた。こ
の経緯はまだ不明だが、人足役と家地子がそれぞれ観音寺と松梅院別
個に賦課されていたことが、この争論の前提であつたことは確認して
おきたい。

また、簡条の6・20・21・22条目には門前年寄権兵衛の処分と年寄
の交代制について言及され、家屋敷売買の届出、年寄役を差配する権
利についても松梅院との間で問題になつていた事が窺える。また天正
十一（一五八三）年の門前町屋開発以来の町人であつた権兵衛家は、
世襲していた年寄役を観音寺によつて取り上げられ、「まわり年寄」
と称する交代制に移行した。このことは、領主間の争論という面のほ
かに、門前という共同体のなかでも質的变化が起つていた事を示唆

するであろう。北野一体の町共同体の変化を考える上でも有効な史料
である。

《読み下し》

門前之掟

已下墨付十三紙（割印）

今度北野観音寺門前二町之式目を相そむく輩有之付、評議を以先規の
ことく門前之掟を相改る条々

一、御公儀之諸法度前々の御触之通相もらさず、油断なく能相守候、

後々ニおいても御触有之時ハ、急度承届かたく可相守事

一、此門前へ始而屋敷并家をもとめ来候者有之ハ、年寄推拳人等を指

加、其仁之職かねてハ口入之者吟味いたし寺へ申届可伺候、其仁居

住之義寺ニ合点候ハ、門前中へ可致披露候

一、其等之仁ニ付他所ニおいて悪敷子細を存知たる者候ハ、何時も

左様之義隠密なく門前中へ急度可申断事

一、御法度のことく寺請町請之義、其人不来以前ニ先請人を吟味いた

しおくり、手形をとり候て急度請状いたさせ可申候、借屋之義勿論

不及申事

一、惣此門前二居住いたすニおいてハ、門前之式目を作法のことく急

度可相調事

一、今度松梅院より観音寺門前之家売買之義まで可承届之旨、前之年

寄権兵へニ可申付候「へとも」（抹消）由ニ候へとも、此門前之家

売買之義を松梅院まで相届候義、今年迄其例なく候、但此門前より

五人役を可遣候外ハ進退たる之子細先規より毛頭無之候、其上当寺

ハ開山無人上人より三百余年以来ひかし山泉涌寺之末寺ニ而、御

朱印各別二頂戴仕候義ニ候、殊ニ此門前ハ観音寺之境内たるゆへに、

屋地子并家役先規より寺へいたし候故、万事を寺へ申届来候、今更先規ニ無之非例之企を可存候処ニ、家売買之義ハ不及申兎角先規ニ無之義を案内もなく地頭を差越申届候共寺之住持同心なき上ハ、無益之事たるへく候、若可届之子細あらハ寺より急度可申届候、弥家之義先規ニまかせ寺のミ相届、居住之沙汰可致事

一、借屋之義通例之者ハたのこごとく下ニ而吟味いたし、寺へ申届ニ不及候、武士等之同輩ニあらさる者ハ暫時なりとも其子細を寺へ可申届事

一、此門前へ家屋敷をもとめ来候者ハ、先規より屋敷等之請状をいたし指上候、近年其仕付を破候間、向後先規のこごとく請状をいたし寺へ可指上事

一、親類といふとも請人無之輩を一宿も此門前ニ置申候義、無用たる事

一、親類ニあらさる外ハ、たとひ知音之者たりといふとも、御法度のこごとく全他人之請人に不可立事

一、御公儀之諸法度、年寄かたまで触状或口触ふれ来候ハ、急度承届行事を以ふれさせ可申候、触状等を疎略ニ存、紛失不致事

一、門前之作法を破り万事ニ付私曲をかまへ候ハ、家持借屋共ニ門前之居住尤いたさせ間敷候、御公義之諸法度を破り候ハ、不及申可申届事

一、万事大小ニよらす事之子細出来候ハ、門前中評議をいたし、若不決候ハ、先寺へ相届其沙汰可致候、今度門前中権兵衛ニ申分いたし候仕形のことく、次第を不存地頭を指越互ニ案内もなく他所へ不可訴候、最前之こごとく可訟之子細候ハ、寺より可申届事

一、談合評議有之時ハ惣中和をいたすべく候、互ニ我儘を申談合不決

之輩者可指除事

一、惣中参会之時、他之理非を不弁之輩悪口狼藉を致候義、永可令停止事

一、年寄一人として万事之実否を不可定候、脇年寄等を指加、其沙汰可致事

一、屋地子并諸役寺へ仕来候こごとく、年寄たる者ニ可申付候間、各油断いたす間敷事

一、松梅院役中方より五人役仕来候間、弥人促義指来候ハ、疎略ニ不存急度人促を可指遣候、しかしながら人促過分ニ指来候とも五人之外ハ先年より五人半も不出候間、先規を相守り其沙汰を不存事

一、万事ニ付少分といふとも先規ニなき非例くわたてをいたし、寺并門前中へ危害をかけ申義を仕出間敷事

一、今度権兵衛仕損ニ付、寺より年寄を取上、まわり年寄ニ申付候処ニ、松梅院より此門前之年寄之義「まで」(抹消)可被申付之沙汰

二候へとも、惣而此門前之起ハ、当寺五代以前之住持見海和尚、天正十一年ニ敷をひらき門前をはしめられ候時、人数三人御座候而屋敷を申請候内ニ、宗春と申者より源助・権兵衛まで三代、家持二年

寄を持来候間、此度観音寺門前之年寄之義まで、地頭を指おき松梅院より可被申付候段、沙汰ニ不及候、且又松梅院より被申付候先例

なき上ハ、いよ／＼寺より可致下知候、此砌松梅院へ此旨を申届置候、向後年寄之かわり月々時分ハ寺より下知いたし候ハ、廉直ニ

して万事ニ才覚ある者をゑらひ出候、寺へ案内可申事

一、今度まわり年寄ニ暫時申付候処、万事ニ付不自由之由ニ而、しかと年寄たる者を可指定之旨を各申付、幸ニ善兵衛と申者、親より此門前ニ久敷罷在候故、惣中より扱ひ出し指定候外、已来も年寄をさ

ため候て、門前二久敷あり候てすみ、子細をよく存知たる者を可指定候、今までのことく数代家持ニいたし候義、全無用之至なり、向後一代もち尤ニ候、若不屈者八片時も持せ間敷候、惣年寄無之時ハまわり年寄いたすべく候事

一、年寄たる者ハ別而万事ニ付私曲をかまへず諸法度を急度相守り可申渡候、若門前中ニ我儘をいたし、寺より申付候年寄たる者之下知を承引不致候者候ハ、寺へ可申届候、又年寄たるもの我儘を存万事ニ付横領いたし候ハ、尤寺へ相届可申事

右廿二ヶ条之趣油断ニ不存急度相守り可申候、此面承引なき輩ハ門前之居住無用ニ候、若違背之者あらハ最早寺へ可申届候、さやう之輩ハ門前之掟ハ不及申、御公義之諸法度を油断可致候間、何時も急度申付可致沙汰候、頭寺と松梅院と和睦之処ニ、今度門前中申分を仕出し、剩寺を指越沙汰仕候故、互ニ遺恨出来候、向後万事ニ付先寺へ申届相談可仕候、ヶ条のことく可申理之子細候ハ、寺より松梅院へ可申届候間、此度の仕形のことく地頭を指越次第を不存義永令停止、弥両所和睦之義を可存者也

観音寺 政応(印)


承応改元壬辰九月廿五日

右御門前中へ被仰出候御門前中之掟、承届候数条之面急度可相守候、若違背仕候者御座候ハ、可申上候間、いかやうにも急度可被仰付候、其ため各加判いたし指上候、仍而後日之状如件

御門前中年寄

善兵衛 在判

権兵衛 在判

此者共之判形之面、中へも
一通遣置候(割印)

承応元壬辰年

九月廿五日

観音寺門前之式目

一、惣年寄たる者ニハ諸役守様可申候事

一、家を求来候ハ、分一銀可出事

長左衛門	在判
又左衛門	在判
喜兵衛	在判
弥右衛門	在判
又兵衛	在判
長兵衛	在判
勘七	在判
甚兵衛	在判
七右衛門	在判
加右衛門	在判
又兵衛	在判
久右衛門	在判
久兵衛	在判
甚右衛門	在判
市兵衛	在判
清兵衛	在判
道清	在判
九兵衛	在判
寿清	在判

一、推挙人二出銀

貳匁

一、年寄へ出銀

三匁并貳升樽

一、門前中へひろう酒

但とり肴

一、振舞銀

拾匁

一、町汁ニ始而参会之時

三升樽

一、借屋之出銀

貳匁

但年寄行事并両隣むかい之者へひろう酒とり肴

右いつれも請にハ御法度のことく可仕事

一、しうけんの出銀

五匁

但いく度妻をよひ申候共同前ニ出銀可有之候

ひろうハ其人相応ニ可仕候、又入むこも同前ニ候

一、ゑほしきの出銀

五匁并三升樽

一、くわんとの出銀

三匁并貳升樽

一、町汁年中ニ三度

但正五九月 此出銀六分ツ、

一、汁のこしらへ酒

壺本

但人多く見舞申義無用ニ候、当番并行事之者はかり見舞尤ニ候

一、町汁之酒三ごん

但神酒共ニ

一、町汁之時後家之者ニハおくり膳可遣候、町之参会ニハ遣ニ不出候

へとも、出銀を同前ニ出申候

但其外男たる者之私用之無有ニよらず、

一、町中よりあい談合之時ニ酒を給候事無用ニ候

右之外万事ニ付町之式目可有之候、惣而門前中失却なり義、少も仕間

敷者也

承応元壬辰年九月廿五日ニ所定也

一、吉利支丹御せんさく之時寺請町請之帳

貳通

一、惣町中家持借屋之請状

数通

一、門前中之帳箱

壺つ

右之分相添渡申候

以上墨付十三枚あり(印)

右惣面門前中遣置申候

【9函】

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	1-0	原表題 [包紙]	「鎌中名前所書 観音寺 役人 西京村出入」	—	—	—	—	1	組付き
9	1-1	貞享年中御朱印改之日 次	—	貞享元年6月12日	観音寺 信啓	—	—	1	—
9	1-2	一札之事	(御年貢未進につき)	寛永8年4月9日	西之京大宮町 勘兵衛 ほか2名	北野観音寺御代官 右衛門	状	1	—
9	1-3	鎌下証文之事	(鎌下違わさるるにつき)	延享3年12月	東向観音寺庄屋 市右 衛門	法輪寺	状	1	—
9	1-4	請取申銀子之事	(灰振入足雇賃御願銀につき)	寛政3年7月29日	内藤重三郎・小堀縫殿 御役所	—	状	1	西京村の分
9	1-5	一札之事	(御年貢米不納につき)	宝永7年12月29日	御前通下立売下丸町 請人長兵衛	観音寺御代官 善右衛 門	状	1	—
9	1-6	指上ケ申一札之事	(西京村徳右衛門田地譲り受け につき)	元禄11年3月14日	井筒屋半兵衛	観音寺	状	1	—
9	1-7	一札之事	(西京村寺領島、私所持相違無 きにつき)	正徳4年12月	水口飛騨守支配 六兵 衛	観音寺御代官	状	1	—
9	1-8	戌年御取ケ之事	—	万治元年11月13日	備前	庄屋・年寄	状	1	西京村の分
9	1-9	一札之事	(御年貢残返弁期限につき)	宝永7年12月29日	西京 天満屋文右衛門	庄屋 善右衛門	状	1	—
9	1-10	—	「一、死後之譲りの儀者町中一 統…」(譲りの御印につき)	安永4年11月	年寄 庄兵衛	観音寺縁御知事	状	1	—
9	1-11	百姓共二相尋申覚	(西京村観音寺領年貢納方につ き)	—	—	—	状	1	端裏書「周防守殿へ言 上」、後欠
9	1-12	戌年御取ケ之事	—	万治元年11月13日	備前	庄屋・百姓	状	1	西京村の分
9	1-13	—	「北野観音寺領西京…」(西京の うち観音寺領高につき)	延宝4年1月13日	観音寺内善兵衛	—	状	1	奥裏書「五味藤九郎殿 より就御尋二、西京庄 や方江指遣申候」
9	1-14	覚	(西京村の内、観音寺領の者進 判)	享保6年8月	—	北野東向観音寺御納所 中	状	1	—
9	1-15	乍恐奉願口上覚	(大不作にて百姓相違難儀につ き)	寛政3年10月4日	西京村庄屋 太右衛門	観音寺御役人中	状	1	端裏書「上 西京村庄 屋 太右衛門」

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	1-16	道林居屋敷之一札	(観音寺領出入につき)	寛文4年8月18日	孫兵衛ほか2名	観音寺	状	1	
9	1-17	乍恐奉願口上覚	(村方一同早越につき)	寛政9年8月	葛野郡西京村石羽藤左衛門ほか2名	観音寺御役人中	状	1	端裏書「上」
9	1-18	謹言上	(十一年来年貢運々仕につき)	慶安元年12月10日	北野観音寺 俊覧	御奉行様	状	1	
9	1-19	観音寺様御領分立毛分付		巳8月	西京村 石羽藤左衛門	—	竖	1	
9	1-20	謹言上	(西京村観音寺領今度替目につき)	明暦元年10月10日	泉涌寺末観音寺 宏源	御奉行様	状	1	
9	1-21	乍恐奉願口上覚	(雨天打続き御年貢米不調につき)	文化5年10月	庄屋 藤左衛門ほか1名	観音寺御役人中	状	1	端裏書「上 庄屋藤左衛門 百姓惣代伝兵衛」
9	1-22	乍恐奉願口上覚	(大雨大風にて実入悪敷、免引願につき)	天明6年9月	西京村庄屋 太右衛門	観音寺御納所	状	1	端裏書「上 西京村」
9	1-23	差上申一札之事	(十二年巳前為替地請取畑地につき)	寛文9年2月21日	北野観音寺 宏源	鈴木伊兵衛	状	1	端裏書「留書」
9	1-24	西京田地興廃之覚		—	—	—	状	1	裏書「上 泉涌寺末寺 北野観音寺」
9	1-25	御田地御請申一札之事	(道林死後の所持畑取扱につき)	万治2年11月18日	百姓清兵衛ほか1名	観音寺	状	1	
9	1-26	一札之事	(西京村内の畑、無届にて惣兵衛に預置につき)	正徳4年12月24日	水口飛騨守家来 六兵衛	北野観音寺御代官	状	1	9-1-7と関連
9	1-27	引かへ	(西京にて知行所の儀御吟味につき)	万治2年10月28日	観音寺 宏源	九左衛門・源兵衛	状	1	
9	1-28	乍恐口上書を以奉願上候	(大将軍村境に溜池仕るにつき)	享保12年間正月	庄屋 仁兵衛	観音寺御役者中	状	1	
9	2-0	[箱]	「京北野にてくわんおんし殿まいる」	—	—	—	—	1	破損
9	2-1		「右今より從 公儀…」(公儀より被仰出の趣を寺内・境内知行に申付につき)	年8月	菩提寺・徳心院・長福寺・観音寺	—	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	2-2		「一、蓬立信栄町…」（我等寺跡職残らず御渡につき）	明暦2年12月25日	宝珠院	観音寺・岩上寺・伝兵衛	状	1	端裏書「奈紙帙書」、虫損
9	2-3	議状之事	（拙僧煩により観音寺寺領屋敷門前議渡につき）	慶長19年8月18日	見松	智運坊	状	1	虫損、端裏に差出・宛先あり
9	2-4		「以切紙申入候…」（御用により備前守御出につき）	8月16日	嶋又右衛門・吉田太左衛門	北野観音寺	状	1	
9	2-5		「宗右衛門居被申屋しき…」（観音寺より出入、南屋敷渡すにつき）	寛永8年2月20日	宗右衛門国重・左兵衛任重	伝斎ほか4名	状	1	
9	2-6		「山城国葛野郡北野観音寺…」（観音寺の朱印状拝領につき）	8月5日	泉涌寺惣代孤雲西堂	牧野因幡守・本多淡路守御役人中	状	1	包紙あり
9	2-7		「一書令啓候、沙汰無事…」（西院村高代銀渡につき）	4月18日	(花押)	—	状	1	端裏書「寛応公下…」
9	2-8		「貴札具拜見仕…」（其元への伺候延引につき）	2月8日	(花押)	観音寺	状	1	端裏書「観音寺様…」
9	2-9		「政所様より申入候…」（観音寺供養代として白銀五枚送るにつき）	—	かつさ	観音寺	状	1	
9	2-10		「暑気の時分見舞につき）	—	はりま・ひたち・石ミ	伝左衛門	状	1	端裏書「戸帳入用」
9	2-11	敬啓白	（本堂重修の儀につき）	元禄6年6月5日	信	—	状	1	啓白文か
9	3-0	[袋]	[知行所]	—	—	—	—	1	紐あり
9	3-1-0	[包紙]	[法中式目]	—	—	—	—	1	端書「上」、紐あり
9	3-1-1	定	(法中式目)	巳8月15日	泉涌寺役者	—	状	1	
9	3-2-0	門前惣左衛門出入					状	1	端書「法請一札」、紐付き
9	3-2-1	乍恐重而申上候	(惣左衛門門前寺屋敷売買一件)	寛永5年11月9日	北野観音寺 勢秀	御奉行様	状	1	端裏書「寛永五年十月九日」、裏書「公事日二罷出理可申候」
9	3-2-2	乍恐申上候	(惣左衛門門前寺屋敷売買一件)	元和5年10月16日	北野観音寺 勢秀	御奉行様	状	1	端裏書「うつつし」

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	3-2-3	乍恐申上候	(惣左衛門前寺屋敷売買一件)	寛永2年12月6日	北野観音寺 勢秀	御奉行様	状	1	裏書「只今關取候而來春可被申也 十二月十八日」
9	3-3	〔書簡〕	「且老和尚始和尚遣〇思召之趣…」	9月29日	東陽軒	菩提寺・観音寺	状	1	
9	3-4		「地子井…」（門前への触流しなどにつき）	—	—	—	状	1	前・後欠、9-3-5の続き、9-3-10に続く
9	3-5	口上覚	(門前への触流しにつき松梅院と争論)	—	北野観音律寺	—	状	1	後欠、9-3-4に続く
9	3-6	已下近年申分出来之覚	(先師の時より役留めらる由)	—	—	—	状	1	後欠
9	3-7	西京之内道林居屋敷之一札	(道林預り屋敷につき)	—	道林子・庄や	観音寺	状	1	
9	3-8		「一、此門前寺之境内…」（門前は地子米を取り、式法寺より申付につき）	—	—	—	状	1	前後欠
9	3-9		「一、当時開山の…」（泉涌寺以外より下知はうけぬ由）	—	—	—	状	1	後欠、9-3-11に続く
9	3-10		「又右之語触申付…」	—	—	—	状	1	9-3-4の続き
9	3-11		「子非諸役諸法度…」（当寺見松、松梅院の子のため触流し乱れる由）	—	—	—	状	1	後欠、9-3-9の続き
9	3-12		(松梅院は人役の外門前と関わりなし)	—	—	—	状	1	後欠、9-3-11の続き、朱の直しあり
9	3-13	一札之事	(飛騨守年貢未進につき)	宝永7年12月29日	元百姓飛騨守代 太兵衛ほか2名	観音寺様御代官善左衛門	状	1	
9	3-14	田地上状之事	(観音寺領西院村抱の田地につき)	寛文9年10月24日	西院村庄屋 甚右衛門	北野観音寺御納所	状	1	
9	3-15	北野観音寺領知行方		慶長6年11月	北畠七右衛門	—	状	1	
9	3-16	乍恐奉願口上書	(御室川・紙屋川幅広げの普請料銀33匁拜願額)	明和5年7月	西院村百姓惣代 平右衛門ほか3名	観音寺様御納所	状	1	端裏書「上 西院村」

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	3-17	奉願口上書	(観音寺領分2ヶ所御定納調へ申さずにつき御用捨願)	明和3年11月	西院村願主喜兵衛	観音寺縁御納所	状	1	
9	3-18	覚	「一、銀六分巻厘…」(御国廻御巡見人足頼銀請取証文)	寛政8月27日	御蔵入庄屋 清右衛門	北野観音寺領支配人	状	1	端裏書「宝永七年」
9	3-19	差上ヶ申一札	(たばこ作りの場所につき)	元禄16年1月29日	北野観音寺 信啓	御奉行	状	1	端裏書「トメ」
9	3-20	請取申并料米之事	(合五拵四合)	宝永3年12月26日	西院村惣庄や 堯右衛門	観音寺縁御納所	状	1	
9	3-21	乍恐口上書	(船作千楨につき3斗5升御敷米願)	寛政11年10月	西京村庄屋 石羽藤左衛門	観音寺縁御役人中	状	1	
9	4-0	[袋]	「国絵図」	—	—	—	—	1	判子「御用 姉小路堺町御菓子所 橋屋後」
9	4-1	口上之覚	(山城国絵図作成の書付お渡しにつき)	2月14日	石川主殿頭	—	状	1	
9	4-2	覚	(山城国絵図作成につき)	3月	—	—	状	1	端裏書「従石川主殿正より来り書付」
9	4-3	覚	(山城国絵図作成につき)	12月	—	—	状	1	
9	4-4		「公儀江御訴請裁許…」(国絵図作成につき)	—	—	—	状	1	前欠
9	4-5-0	[包紙]	「水帳之写二辺」	—	—	—	状	1	
9	4-5-1	北野観音寺領知行所	(観音寺水帳)	慶長6年11月	北島七右衛門	—	豎	1	
9	4-6		「山城国葛野郡…」(国絵図作成につき)	—	—	—	状	1	後欠、裏書「元禄十一年四月廿七日国絵図之書付 帳大小七册 一枚物一本」
9	4-7	覚	(国絵図作成につき寺領書上方)	丑7月	当奉行	—	状	1	
9	4-8	田畑町歩人数帳		—	—	御勘定所	豎	1	雛形
9	4-9	田畑町歩人数帳		—	—	御勘定所	豎	1	雛形
9	4-10	覚	(国絵図作成につき記し方)	—	—	—	状	1	後欠

函	No	原表題【内容表題】	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	4-11	西院知行所地面二付百姓請合書物判		明和8年4月	—	—	状	1	元禄11年2月作成・差出観音寺・宛所石川主殿頭の包紙反古紙か
9	5-0	【袋】	【門前惣左衛門出入書】	—	—	—	—	1	—
9	5-1	乍恐申上候	(惣左衛門寺屋敷をめぐり出入)	元和9年10月12日	北野観音寺 勢秀	御奉行	状	1	亥10月16日の裏書あり
9	5-2		【寛永四年十一月…】(惣左衛門一件裁許次第)	卯12月12日	周防 惣左衛門	—	豎	1	—
9	6		【以前大宝より…】	弘化4年4月27日	—	—	状	1	加持用の衣包みか
9	7	観音寺額	(寺額高書上)	—	—	—	状	1	—
9	8		【御寺へないし度々…】(御寺に對し今後別心無きにつき)	寛永8年12月15日	門前 源介	観音寺御坊	状	1	—
9	9	【包紙】	【観音寺御役者正受軒縁貫下】	—	—	—	状	1	—
9	10	乍恐申上候	(観音寺屋敷惣左衛門地子免除の可否につき)	寛永6年11月17日	—	—	状	1	端裏書「寛永六年うし跡書」裏書「巳十一月五日 因幡」
9	11-0	【包紙】	【宏源和尚豆塚縁起年譜】	—	—	—	状	2	—
9	11-1	宏源夢記事		—	—	—	状	1	折紙
9	11-2	大夢和尚事曆		—	—	—	状	1	—
9	11-3	大夢和尚年譜		—	—	—	状	6	下書か
9	12	泉涌寺末寺北野観音寺	(土蔵の間取図)	貞享4年11月26日	東洞院丸太町下り町 大工是左衛門・神野三左衛門	中井主水	状	1	貞享4年12月9日の中井主水裏印あり、虫損
9	13	泉涌寺末寺観音寺	(歴代朱印状書上)	(享保2年)	泉涌寺 虎溪	御奉行所	状	1	端裏書あり
9	14	【書簡】	【先程へこまゝ…】(水引につき)	—	ひたち	信啓	状	1	—
9	15	覚	(衣のだちん書付)	2月14日	観音寺	前重	状	1	虫損
9	16	【書簡】	(鋷子手形の儀、貴僧来春上京の儀など)	閏8月27日	坂伝兵衛	観音寺御老僧	状	1	のり剥がれ、2点一括
9	17	【書簡】	【昨日は御出添…】(御朱印の留差上につき)	6月20日	高木伊勢守	観音院	状	1	—

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	18	[書簡]	「乍御儀貴札拜見…」(御朱印の外知行一覽の書付につき)	6月16日	高木伊勢守	観音院	状	1	
9	19	[書簡]	「御ふみ申聞に…」(駄ちん代2両2分お払につき)	—	—	くわんのん寺	状	1	折紙
9	20	奉差上一札	(方丈修復造作の件)	宝曆9年2月14日	東山泉涌寺末寺北野東向願主 観音寺忍随・同寺役者義全	御奉行所	状	1	
9	21-1	乍恐奉願口上書	(御田地用水掛り川渡普請御賦の件)	天明3年12月	西院村庄屋 喜兵衛ほか2名	観音寺縁御納所	状	1	
9	21-2	一札	(田地御致之儀につき)	天明5年11月	西院村 喜兵衛	観音寺	状	1	
9	22	口上書	(普請許可の歓喜天堂、仮建物としたきにつき)	寛政7年2月	北野東向観音寺	御勘定所	状	1	指図あり
9	23	村高井御地頭入会箇所之覚		享和3年10月	西院村御寺領勝谷喜兵衛	観音寺御役者	状	1	
9	24	御請書	(普請許可につき)	安永8年9月15日	北野東向観音寺役者 恵玉	御奉行所	状	1	
9	25	奉願覚	(寺領と認められたる5石も合わせ朱印願につき)	8月4日	京泉涌寺末寺北野観音寺	御奉行所	状	1	
9	26-0	〔くくりひも〕		—	—	—	—	1	
9	26-1	水帳之写 北野観音領西京分		—	—	—	状	1	
9	27	寺領之覚		寛文5年6月13日	京北野観音寺宏源	御奉行所	状	1	
9	28-0	〔くくりひも〕		—	—	—	—	1	
9	28-1	覚	(朱印寺領など書上)	元禄7年3月5日	東山泉涌寺末寺北野東向観音寺住持 信啓・役者恭蘊	御奉行様	状	1	
9	28-2	覚	(門前町屋役儀など書上)	宝永4年11月	北野東向観音寺住持 信啓	御奉行様	状	1	
9	28-3	覚	(悪敷秤穿鑿の町触御請につき)	元禄7年3月	東山泉涌寺末寺北野東向観音寺住持 信啓・役者恭蘊	御奉行様	状	1	

函	No	原表題【内容表題】	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	29-1	般若理趣経開書		—	泉涌寺精舎所化	真明	状	1	
9	29-2	乍恐奉造作御訴訟之事	(破損鎮守作事につき)	元禄4年1月	北野東向観音寺	御奉行様	状	1	絵図面あり
9	29-3	屋敷普券之事		承応3年12月27日	観音寺 後簡	随吟坊	状	1	
9	29-4		「北野観音寺右寺屋敷…」(買得の家屋敷寄進につき)	元和3年5月2日	行法印 光	北野観音寺	状	1	
9	29-5	作渡之趣	(酉5月から戌5月まで本堂鎮守作事次第)	元禄7年6月	住持信啓	—	状	1	
9	29-6	[絵図]	(境内絵図面)	—	—	—	鋪	1	
9	29-7	奉寄進屋敷之事		寛永9年4月3日	能富	観音寺御坊	状	1	
9	29-8	元和六年西院村北野観音寺領		—	—	—	状	1	
9	29-9		「一、当月廿日朝…」(寛政3・4年頓留)	—	—	—	豎	1	
9	30	覚	(客殿ほか作事見積書上)	2月12日	右門前繩手東へ入所 重藏・久兵衛	観音寺様御役者衆中	状	1	
9	31	一札	(宝篋印塔巻基寄進)	享保3年2月27日	天道社神主 入江淡路守	北野観音寺	状	1	
9	32	泉涌寺僧立之次第		慶安2年5月8日	泉涌寺住持 覚宥	—	状	2	後欠
9	33		(9-9-32の後半)	—	—	雲龍院宣陽ほか15名	状	2	
9	34	寺領之覚		貞享元年7月6日	北野観音寺 信啓	御奉行所	状	1	
9	35	覚	(川普請につき山城国高役銀納請取)	文化9年3月	城州葛野郡北野観音寺役者 正受軒	御勘定所	状	1	
9	36	交代僧進僧堂席諸法事役等有之		—	—	—	状	2	後欠
9	37	乍恐奉願遺作御訴訟之事		—	—	—	状	1	雛形
9	38-1	[包紙]	「東山高台寺有之天神御筆白髮之御新[像二付松梅院より往古被遺候状之写]」	慶長16年2月25日	—	—	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	41-15		「元和年中板倉周防守…」(公事・家売買の儀につき触書)	寛文10年5月10日	対馬	—	状	1	
9	38-2	[書簡]	「天祐御真筆白髪之画像拜見…」	慶長16年2月25日	松梅院	—	状	1	
9	39	[包紙]	「西院村西之京村寺領之一通」	—	—	—	状	1	包紙のみ
9	40	[書簡]	「切紙以致啓上候…」(泉涌寺参りにつき)	7月28日	松田李兵衛	—	状	1	
9	41-0	くくりひも		—	—	—	—	1	9-41の全体をくぐる
9	41-1	[包紙]	「町奉行真触状」	—	—	—	状	1	9-41の全体を包む
9	41-2	覚	「於京都町中従前々…」(家売買の際町中へ出銀につき)	寛文10年4月2日	対馬・若狭	—	状	1	のり剥がれ、3枚一括
9	41-3	覚	(献上物・箱・乗物につき)	巳8月	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	
9	41-4	覚	「年来所々にて子ども…」(迷子につき)	子11月10日	日向	—	状	1	
9	41-5		「右御条案之通…」(触書請状)	寛文12年12月2日	紙屋川村庄屋入右衛門 ほか4名	—	状	1	前欠か
9	41-6		「右御触書縫ニ…」(触書請状)	寛文12年11月	壬生領境内	—	状	1	前欠か
9	41-7		「右御触書縫ニ…」(触書請状)	寛文11年11月3日	—	—	状	1	前欠か
9	41-8	条々	「僧侶之衣…」(仏事を相応に整くする事につき)	寛文5年7月11日	大和守ほか3名	—	状	1	
9	41-9	覚	(鏡礎2挺・衣類買取の物を報知につき)	元禄元年11月13日	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	
9	41-10	覚	「霜月廿一日女御入内…」(京都町中火の用心につき)	西暦10月晦日	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	
9	41-11		「…御触被下候時…」(触書請状)	—	—	—	状	1	前欠
9	41-12	一札之事	(御公儀改の儀を吟味につき)	寛文6年11月5日	北野観音寺門前町年寄 善兵衛ほか1名	御守様	状	1	
9	41-13		「…規以來法難…」(宗門徒党の罪科につき)	6月15日	北野観音寺門前町	—	状	1	前欠
9	41-14	覚	(洛中洛外鳥殺生の禁止につき)	西7月	—	—	状	1	のり剥がれ、2点一括

函	No	原表題・[内容表題]	内容簡記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	41-16		「御家之御感状…」(所持の者書き記しにつき)	子2月11日	—	—	状	1	字
9	41-17-1	覚	(人宿・牛馬宿など不届の輩扱いにつき)	正月	—	—	状	1	巻き込み一括
9	41-17-2	口上之覚	(御書請状)	正月	—	—	状	1	巻き込み一括
9	41-18	覚	(西院村・西京村御朱印高書上げ)	享保6年8月	律宗泉涌寺末山城国葛野郡北野観音寺看坊 慈本	—	状	1	
9	41-19	覚	(酒造停止、辻振売など無用につき御書)	戊5月7日	—	—	状	1	
9	41-20	覚	「北野観音寺御百姓…」(西院村宗門改人別帳請取につき)	寛延3年9月	北野東向観音寺 役者 義全	御奉行所	状	1	
9	41-21	覚	「拜屋善四良先年…」(守随との出入につき)	万治3年7月22日	奉行	上京年寄・町中	状	1	
9	41-22	指上申一札之事	(雑宮御中間衆留置きにつき)	寛文9年10月21日	北野観音寺前町年寄長 左衛門ほか2名	—	状	1	のり剥がれ、2点一括
9	41-23	口上之覚	(朝鮮人参調の儀につき)	未4月10日	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	
9	41-24	口御	(祇園会中火の用心)	—	—	—	状	1	
9	41-25	一札之事	(米高値につき酒造の件)	万治3年9月	酒屋年寄・行事	御奉行様	状	1	
9	41-26	口御	(近年洛中山かごかき乗物につき)	2月10日	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	のり剥がれ、2点一括
9	41-27		「明暦三丙二月二日…」(庄屋来訪につき)	—	—	—	状	1	
9	41-28		「右之通路々より…」	寛文9年7月25日	同前年寄善兵衛ほか3名	観音寺様御納所役	状	1	
9	41-29	覚	「去々年より去年迄…」(耕作損毛につき酒造取締)	万治3年8月22日	—	上京年寄・町中	状	1	のり剥がれ、2点一括
9	41-30	可承知条々	(借銀・完懸返弁の儀につき)	明暦3年2月29日	—	上京町中	状	1	のり剥がれ、2点一括

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	41-31	従江戸被為仰出候覚	(異国渡り制禁物など書上)	3月8日	—	—	状	1	
9	41-32		「和本之軍書之類…」(飛神魔法制禁の儀につき)	—	—	—	状	1	9-41-31に巻き込み
9	41-33		「右御触書之通…」(触書請状)	寛文10年5月13日	—	—	状	1	前欠
9	41-34		「内膳 正殿 今日三条之屋敷へ…」(諸役人ら礼日参延行につき触書)	7月4日	—	—	状	1	
9	41-35	一札之事	(触書請状)	寛文12年11月14日	—	—	状	1	
9	41-36		(差出・宛所のみの断簡)	寛文12年5月20日	門前町年寄長左衛門ほか16名	観音寺縁御知事	状	1	9-41-35に巻き込み、前欠
9	42	両村納高					状	1	
9	43	乍恐奉願口上書	(用水普請につき入用銀高御願)	寛政7年4月	御領庄屋喜兵衛ほか3名	観音寺縁御役人中	状	1	
9	44	奉願口上書	(水普請多費により下され銀有難き旨)	享和元年8月4日	西院村御領庄屋喜兵衛ほか1名	観音寺縁御役人中	状	1	
9	45	元和五年西院村之内北野観音寺領		—	—	—	状	1	
9	46		「昨日主殿殿私宅へ参…」(寺法などにつき)	—	—	西野	横	1	
9	47-0	〔くくりひも〕		—	—	—	状	1	
9	47-1	口上	(関東での開帳沙汰なき旨)	卯7月8日	僧總長老	伝奏御雑掌中	状	1	反古か
9	47-2	〔書簡〕	「観音寺大破之棟…」(観音寺諸役・本寺役など油断なくつとめる旨)	元和2年6月28日	地福院勢秀	泉涌寺御役者中	状	1	写
9	47-3	御年貢米納之覚		寅12月	西京村庄屋太右衛門	観音寺御役人中	状	1	端裏あり
9	47-4	〔断簡〕	〔普請 二袋之内〕	—	—	—	状	1	
9	47-5	覚	「申十二月末…」(入用銀・米高書上)	—	—	—	状	1	
9	47-6	覚	「志斗八升…」(町中など年貢代銀納高につき)	寛政8年12月	御門前年寄	—	状	1	

函	No	原表題 [内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
9	47-7	〔書簡〕	「…於江戸旅宿…」(朱印頂戴のため下向につき)	〔 〕月2日	大黒民部	—	状	1	虫損激し
9	47-8	〔書簡〕	「一筆命啓上候…」(喜八郎を熊野・奈良へ奉公させる旨)	4月3日	理性院佑円	観音寺様御同宿中	状	1	
9	48	仏布施包 箱二枚	—	—	—	—	状	1	包紙あり
9	49	—	(領取書綴)	辰5月～6月	—	—	綴	7	
9	50-1	〔包紙〕	「知行高覚 二冊…」	—	—	—	状	1	9-50全体を包む
9	50-2	売渡証文之事	(立木売払につき)	寛政13年2月10日	泉山寺中昭善院役入山 本源藏・納所円隆	丸屋弥兵衛ほか1名	状	1	「山制禁之事」という表題の状貼付
9	50-3	覚	(金16両2歩、明朝納金につき)	酉2月10日	山本源藏	丸屋弥兵衛ほか1名	状	1	9-50-1に巻き込み
9	50-4	〔包紙〕	「縁御聖善院山売払之書解」	—	—	—	—	1	
9	50-5	板倉周防守様廿一ヶ条御法度之定	—	元和8年8月20日	板倉周防守	上京年寄中	状	1	包紙入り
9	50-6	北野観音寺額水帳	(西院村分の写)	慶安2年10月3日	—	—	豎	1	
9	50-7	西院村分	(年貢割付帳か)	寛永12年12月	—	—	豎	1	
9	50-8	西京村水帳之写	—	享保6年8月	北野東向観音寺	—	豎	1	
9	50-9	門前より手形	—	元禄2年5月	年寄 長左衛門	—	豎	1	
9	50-10	知行高之覚帳	(西院村・西京村)	元禄11年4月27日	山城国葛野郡北野東向 観音寺 信啓	—	豎	1	
9	50-11	知行所改覚帳	(西院村・西京村)	元禄11年4月	山城国葛野郡北野東向 観音寺	—	豎	1	
9	50-12	北野観音寺額水帳	(西院村分の写)	慶安2年10月3日	—	—	豎	1	
9	50-13	一札	(昭善院立木出入済むにつき)	享和元年3月10日	東土手南所 丸太屋半 兵衛	—	状	1	
9	50-14	観音寺様御寺額分	(年貢割付帳か)	—	—	—	豎	1	作成途中か
9	50-15	—	(相給内訳の綴、西院村の分か)	—	—	—	綴	1	
9	50-16	北野観音寺額西京分水帳写	—	延宝6年2月	北野観音寺庄屋 善斎	—	豎	1	奥書貼紙あり
9	50-17	北野観音寺額西京分水帳写	—	延宝6年2月	北野観音寺知事	—	豎	1	
9	50-18	知行所改覚帳	(西院村・西京村)	元禄11年4月27日	山城国葛野郡北野東向 観音寺 信啓	—	豎	1	

【17函】

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	1-0	[袋]	「門前」	—	—	—	袋	1	
17	1-1		「今度寺家と…」(屋敷売渡につき)	寛永10年12月11日	甚兵衛	観音寺	状	1	
17	1-2	一札之事	(門前住居につき証文)	元禄2年9月15日	心証・証人六右衛門	観音寺	状	1	
17	1-3	指上申手形之事 うつし	(観音寺村甚兵衛、小山村相手取り争いにつき) (甚兵衛娘、門前に茶屋を開くにつき)	寛永13年10月 万治2年2月23日	観音寺村庄や 門前年寄善兵衛ほか13名	ろくおんじ様御納所・ 小山庄屋・惣百姓	状	1	
17	1-4	御請状之事	(門内丹波屋弥平次不届につき)	辰9月24日	門前年寄宇兵衛	観音寺様御役者中	状	1	
17	1-5	奉願口上書	「一、茶屋見世之義…」(茶屋一件につき)	元禄17年3月30日	本人又兵衛・組頭喜兵衛ほか3名	観音寺様納所	状	2	
17	1-7	御尋二付乍憚口上書を 以申上候	(寺内鎮守、小野祭の際の提灯など)	明和8年11月	年寄庄兵衛	観音寺様御知事	状	1	
17	1-8	乍恐口上書奉願候	(御救米願につき)	享保18年2月23日	願主市兵衛後家よつ ほか5名	観音寺御知事	状	1	
17	1-9-1	一札之事	(生類隣れみの令につき鉄砲・捨馬に関する請状)	貞享5年2月13日	千本通清兵衛ほか3名	観音寺御代官	状	1	
17	1-9-2	鉄砲一札之事	(所持の鉄砲5挺、小堀仁右衛門へお預けにつき)	貞享5年4月29日	西京 九良兵衛	観音寺御代官	状	1	17-1-9-1に巻き込み
17	1-10	遺書	(大門前入足につき松梅院との争論に関する覚書)	承応4年3月23日	定源	—	状	1	末尾「壬生院尊儀御逝去之時にて先師政応之時二候」
17	1-11	乍憚口上書指上申候	(清右衛門娘、戊亥町升屋惣兵衛へ証入につき)	享保10年8月11日	門前中	観音寺御知事	状	1	
17	1-12	指上申一札之事	(六左衛門・又左衛門不届につき証入証文)	寛文12年3月14日	御門前年寄長左衛門ほか16名	観音寺御知事	状	1	
17	1-13	留書覚	(西京村九郎左衛門畑、観音寺領につき)	11月23日	北野観音寺村 定源	御奉行所	状	1	
17	1-14	覚	(門前町四至の書付)	未12月7日	北野東向観音寺役者 慧浄	—	状	1	

函	No	原表題【内容表題】	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	1-15	原表題【内容表題】	「今度門前人役之義…」	明暦2年4月	定源	—	状	1	
17	1-16	泰納観音寺様門前屋地 子米銀之事		貞享3年12月20日	—	—	状	1	
17	1-17		「一、捨子有之候…」（生類隣れ みの令3通、泉涌寺より触欠）	貞享4年4月28日	—	—	状	1	
17	1-18	小北山水帳之写		享保6年2月	北野東向観音寺役者 惠真	—	状	1	
17	1-19		「一、門前役之事十四年以前 …」(奉行所へ口上15ヶ条書上)	—	—	—	状	1	
17	1-20	口上覚	(女子に芸を仕付まじきにつき 御触)	(元禄4年)6月18日	—	—	状	1	
17	1-21	乍恐願申事	(門前家次へ銀子御借し下され たきにつき)	元禄12年12月3日	年寄長右衛門ほか15名	観音寺様御納所	状	1	
17	1-22		「御吟味二付松梅院かたより …」(門前を松梅院門前と改め る儀につき)	—	—	—	状	1	
17	1-23	一札之事	(御寺様の氣にちがひ、門前を 払わるるにつき)	明暦2年3月21日	権兵衛	観音寺御門前中	状	1	同年12月2日・3日付 の証文2通も記す
17	1-24		「御門前二あき屋敷御座候…」 (門前あき屋敷に家を仕りたき につき)	寛永11年11月10日	請人仁兵衛・屋敷かり 主文兵衛	観音寺御納所	状	1	
17	1-25	喜平次指引之覚		寛文元年7月21日	定源	—	状	1	
17	1-26	一札済状之事	(八郎兵衛出入)	延宝2年3月28日	なるたき村親類請人仁 右衛門ほか1名	八郎兵衛	状	1	
17	1-27	指上申一札之事	(門前法度条々)	貞享2年6月2日	門前町喜平次ほか13名	年寄 長次郎	状	1	
17	1-28	指上申一札之事	(4月20日夜、福寿村強盗につ き)	延宝6年4月26日	門前年寄長左衛門ほか 2名	観音寺様之内御知事	状	1	
17	1-29	一札之事	(触書相守るにつき)	天和2年3月22日	門前年寄長左衛門ほか 2名	観音寺様御知事	状	1	
17	1-30	指上申一札之事	(次落者隠し置く義これなき 旨)	貞享5年9月16日	年寄長左衛門ほか3名	観音寺様御知事	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	1-31	指上申一札之事	(六左衛門・又左衛門不届につき門前追放の罷入証文)	寛文12年3月14日	主文左衛門・六左衛門・請人しやうたう町治右衛門ほか3名	観音寺	状	1	
17	1-32	一札之事	(新家作御書への請状)	延宝8年2月16日	門前年寄長左衛門・組頭五右衛門	観音寺御知事	状	1	
17	1-33	覚	(門前町内宗門別人数の書上)	寛文10年10月2日	観音寺門前町年寄長左衛門	御奉行	状	1	
17	1-34	一札	(町内の幼女死亡者・養子など不在につき)	享保4年7月9日	門前年寄長左衛門・五人組市兵衛ほか14名	観音寺御役者	状	1	
17	1-35	御請状之事	(久左衛門屋敷預りにつき)	天和3年5月22日	門前清兵衛	観音寺御納所	状	1	
17	1-36		「一、従往古御寺内ニ御鎮座…」(寺内地主神人所明神、門前より観音寺取計なさるるにつき請状)	明和5年11月	観音寺門前年寄山形屋喜右衛門・五人組角屋喜兵衛ほか1名	観音寺御役者	状	1	
17	1-37		(屋敷売買請状一括)	(寛文・承応期)	—	—	状	—	請状數十通巻き込み一括
17	1-38	奉願口上書	(拝借銀済まし方につき)	寛保元年10月25日	願主茂兵衛ほか5名	東向観音寺様御役人中	状	1	
17	1-39	永代売渡屋敷之事		正保3年7月晦日	うり主紹也・請人紹由ほか1名	随仰坊	状	1	
17	1-40	乍恐済状指上ケ申候	(観音寺町細屋清右衛門借銀を、町の取成にて相済ますにつき)	享保3年4月17日	西陣桜井之図子町 梅鉢屋喜右衛門	観音寺	状	1	
17	1-41	乍恐口上書指上ケ申候	(観音寺町細屋清右衛門借銀取成につき)	享保3年4月17日	西陣桜井之図子町 訴訟人梅鉢屋喜右衛門	観音寺	状	1	
17	1-42	北野観音寺門前町家数之覚		寛文9年9月11日	—	松梅院縁御内 西田善右衛門・綿波左近	豎	1	17名連印
17	1-43	差上ケ申一札之事	(御公儀様繪巻12ヶ条御書拜受につき)	元禄2年9月27日	年寄長右衛門	観音寺御知事	状	1	
17	1-44-1-1		「今度観音寺様之御地子…」(地子減免につき)	寛永10年12月11日	八右衛門	観音寺・源助ほか5名	状	1	17-1-44-1-2を欄でつぐ
17	1-44-1-2		「預り申屋敷我等…」(預り屋敷へ別家仕りたき旨、寺同心につき)	寛永8年12月10日	門前喜兵衛	観音寺御坊	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	1-44-2-1	北野之内観音寺門前地子之事	(合3石2升免除につき)	元和3年9月	源助・喜兵衛	御奉行	状	1	
17	1-44-2-2	口上書	(観音寺地子納高などにつき)	寛政4年4月9日	年寄宗真	五十嵐源五	状	1	17-1-44-2-1に巻き込み
17	1-44-3	[こより]		—	—	—	—	1	
17	1-45		(観音寺本堂など見取図)	—	—	—	鋪	1	
17	1-46-1	地子納米	(各地子米・代銀額書上)	天和3年	納所	—	状	1	後欠
17	1-46-2		(地子米皆済受取覚一括)	天和3年	納所	—	状	5	17-1-46-1に巻き込み
17	1-47	請求之事	(基左衛門町内引払につき)	寛文3年4月29日	請人佐竹町六左衛門ほか1名・基左衛門・行事五兵衛ほか1名	観音寺	状	1	
17	1-48		「…廻実正明白也但シ…」(屋敷預り証文か)	宝永2年9月11日	預り主次兵衛・請人西陣兼廻突抜町七郎兵衛・行事吉左衛門	観音寺御知事	状	1	断簡あり
17	1-49	覚	(長左衛門方人数書上)	寛文10年9月2日	長左衛門	観音寺御知事	状	1	
17	1-50		「案紙 観音寺門前先年家数…」(松梅院より門前人足役加増仰せ付けられにつき)	—	加兵衛・友世・能故	観音寺	状	1	裏書に明暦2年3月23日とあり、17-1-56と関連
17	1-51	一札之事	(やせいぬ養育等御触書につき請状)	元禄8年3月	門前年寄仁兵衛ほか3名	観音寺御知事	状	1	
17	1-52	一札	(吉利支丹改・帯刃などの触状につき請状)	寛文元年7月29日	泉涌末寺観音律寺宏源	御奉行所	状	1	
17	1-53	差上ヶ申一札之事	(博奕・頼母子・隠遊女の触書につき連判一札)	延宝5年11月2日	門前町年寄長左衛門ほか3名	観音寺様御内御知事	状	1	
17	1-54	差上ヶ申家之事	(御寺様御用に差上げるにつき)	貞享5年3月29日	家主吉左衛門後家ほか4名	観音寺御知事	状	1	
17	1-55	口上書	(門前檜皮屋普右衛門商売吟味につき請状)	享保18年7月2日	年寄利兵衛・五人組次右衛門	観音寺御知事	状	1	
17	1-56		「案紙 観音寺門前五人役之廻…」(松梅院より門前人足役加増仰せ付けられにつき)	—	西京松本庄兵衛・北野目代友世・能故	観音寺	状	1	明暦2年4月の宏源奥書あり、17-1-50と関連

函	No	原表題 [内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	1-57		「今迄北山ニ…」(請人証文)	寛永8年12月24日	門前預り主甚兵衛・請人北山中ノ町甚五郎	観音寺御坊	状	1	
17	1-58	請人之他被申候首尾之覚		丙10月27日	定源	—	状	1	
17	1-59	借家請状之事		明和5年7月23日	洛西妙心寺南門前布施儀助ほか2名	観音寺	状	1	
17	1-60	門前之掟	(北野観音寺門前町式目)	承応2年	—	—	状	1	
17	1-61		「一、其時分門前より…」(門前関係記事書上)	—	—	—	綴	1	
17	1-62	人数改之書付		文化元年6月	城州豊野郡西院村庄屋喜兵衛	観音寺御役者	状	1	
17	1-63	奉納観音寺様御領屋地子米銀子之事		貞享3年7月	—	—	状	1	
17	1-64	今度当寺門前を松梅院より北野境内と被申掛御公儀ニ而落居いたし候始終之覚		丙10月27日	定源	—	状	1	
17	1-65	差上ヶ申一札之事	(女子に諸芸を仕付け御法度につき請状)	元禄2年7月	観音寺役者信啓	御奉行	状	1	
17	1-66	一札之事	(公儀触書への請状)	延宝4年5月15日	門前年寄長左衛門	観音寺様御知事	状	1	
17	1-67	差上ヶ申一札之事	(公儀触書への請状)	元禄2年10月13日	年寄長左衛門	観音寺様御知事	状	1	
17	1-68	一札之事	(公儀触書への請状)	元禄7年2月20日	年寄仁兵衛	観音寺様御知事	状	1	
17	2-0	[袋]	「御土居要書 二袋之内」	—	—	—	—	1	
17	2-1		「西の京より…」(絵図断簡)	—	—	—	鋪	1	
17	2-2	[書簡]	「…然ハ此間中…」(御願絵図差出し方につき)	8月18日	平尾藤之丞	観音寺	状	1	
17	2-3	土手犬走年貢水帳之写		延宝7年6月	—	—	状	1	宝永3年2月の分
17	2-4		「是者寺西裏…」(御土居間敷・絵図書上)	享保8年6月2日	北野東向観音寺役者 忠真	御奉行	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	2-5	【書簡】	「一筆申入候土居…」(土居内外新聞抜地帳仕立てにつき)	4月13日	鈴木辰千代内 田中新兵衛	観音寺御役者能佐・友世、高台寺御役者星野市郎兵衛	状	1	
17	2-6	土居屋敷地子米		—	観音寺	—	状	1	
17	2-7	覚	(御土居屋管轄変わるにつき)	宝暦3年9月18日	北野東向観音寺役者 智海	—	状	1	(備裏書)「五十嵐源五より案ヲ被遣候御土居書付 トメ」
17	2-8	口上之覚	(当寺領分御土居の倒木、天神日代友世理不尺に枝を打つにつき)	—	東山泉涌之末寺北野観音寺	—	状	1	17-2-11の前欠部
17	2-9	【書簡】	「益御安泰被遊御座…」(講中集会仕るにつき)	8月19日	【 】彦兵衛	新善光寺縁御取次中	状	1	
17	2-10	北野観音寺領之内西面土居之覚		申1月12日	口鴻	—	状	1	
17	2-11		「如何思案被致哉友世…」	万治3年9月12日	北野観音寺 宏源	牧野佐渡守	状	1	17-2-8の後欠部
17	2-12	覚	(観音寺門前・御土居間数年貢高書上)	享保8年6月6日	北野東向観音寺役者 恵真	御奉行	状	1	
17	2-13		「明廿七日其辺…」(数搦きの御触有るにつき)	2月26日	松島平蔵・八木九郎右衛門	大將軍村・紙屋川町庄屋中ほか	状	1	後欠
17	2-14	といの分	(御土居間敷・坪敷・地子米書上)	—	—	—	状	1	
17	2-15	【絵図】	(寺内境内絵図面)	—	—	—	鋪	1	住持秀秀の頃か
17	2-16	御土居之事		明和9年1月	東向観音寺知事	—	竖	1	
17	2-17		(山ノ内村御土居関係廻状綴)	西8月9日ほか	山ノ内村庄屋ほか	—	綴	1	
17	2-18		「新春之慶事…」(御土居内油断なきよう廻状)	正月6日	角倉市之丞ほか1名	—	状	1	
17	2-19	【絵図】	(護法社絵図)	—	—	—	鋪	1	断簡
17	2-20	覚	「一、拾式歩…」(観音寺門前町家裏を土居御用地に召上げにつき)	享保10年2月	小浜志摩守組与力草間五右衛門ほか3名	観音寺門前町年寄・五人組	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	2-21	覚	「一、御土居堀御用地…」(享保8年より御土居御用地由来)	宝暦3年9月18日	観音寺役者 智海	—	状	1	
17	2-22-1	[袋]	(元和6年5月27日、境内の惣左衛門理不尽申出るにつき所司代より指図の写)	—	—	—	袋	1	袋のみつつり
17	2-22-2	[袋]	(万治3年9月改差図・信啓西堂改差図など)	—	—	—	袋	1	袋のみ
17	3	覚	「客殿聖天堂高瓶廻り…」(聖天堂作事)	—	—	—	状	1	
17	4	覚	「一、諸国当年者作毛能…」	—	—	—	状	1	
17	5	北野観音寺由緒証文之覚	「…もの無之候ハ、此案文…」	申5月28日	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	後欠
17	6			申5月28日	五十嵐市郎兵衛	—	状	1	前欠
17	7	師請一札之事		文化11年3月	嵯峨五台山真言宗地藏院	東向観音寺	状	1	包紙あり「札 恵常…」
17	8	覚	「第八日被仰出候乗物之持上…」	—	—	—	状	1	
17	9	覚	(材木代ほか見種か)	酉10月1日	大江半右衛門	東向観音寺	状	1	
17	10	覚	(客殿・書院作事見種)	正月7日	榎皮屋庄右衛門	観音寺縁・御世話人縁衆中	状	1	
17	11		「…然者彼之目録之事…」(目録佐渡守へ見せる由)	—	中井主水正	観音寺	状	1	
17	12	例帳	(元禄6年開帳の例)	申8月	泉涌寺末寺北野東向観音寺	—	状	1	
17	13		「一、杉丸太式間 八木」(木材書上)	—	—	—	状	1	
17	14	覚	(法輪寺・西王寺等より年貢収納覚)	天明7年10月16日	西京村庄屋太右衛門	観音寺御役所	状	1	
17	15	覚	(代金書上)	未5月4日	木や久右衛門	観音寺	状	1	
17	16	[包紙]	「客殿造作書付」	—	—	—	状	1	包紙のみ。紙背に寺額書上

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	17	宗旨請状之事	(丹州万福寺は末寺、住持は弟子たる由)	文化3年3月	京北野観音寺役者正受院	園部神社御奉行所	状	1	
17	18	従公儀御渡被成候御書付之字	(国絵図につき)	寛2月1日	—	—	状	1	
17	19-0	〔くくりひも〕	—	—	—	—	紐	1	
17	19-1	〔包紙〕	〔当寺門前を…〕	—	—	—	状	1	
17	19-2	—	(切支丹改など御書請状一括)	万治2年7月26日-寛文元年7月26日	観音寺門前町年寄・行事	松樵院	状	1	10通をひと巻き
17	20	乍恐奉願口上書	〔一、先達而御届ケ…〕(御宝山溜池出入入用釜六分通り下げ銀願)	文政元年10月	西院村庄屋権右衛門ほか7名	観音寺縁御役人中	状	1	
17	21	出家請合証文之事	(存仲ほか1名身請けにつき)	寛政4年12月1日	智積院内三藏院春端	観音寺縁御役人中	状	1	
17	22	—	〔上州新田郡本町…〕(朝鮮人参売り弘めの町触)	—	—	—	状	1	
17	23-0	〔くくりひも〕	—	—	—	—	状	1	
17	23-1	〔包紙〕	〔日並記はなれ〕	—	—	—	状	1	〔宗旨請状〕の紙背
17	23-2	—	(1月1日～3日参拜者名前ほか日記附簡)	(正徳4年)	—	—	状	1	
17	24	本物ニ売渡し申田地之事	(年貢米に差し詰まり)	享保17年11月28日	売主中村伊兵衛ほか5名	同村観楽寺住持良智坊	状	1	
17	25	—	〔御勝手掛保田刑部大輔…〕(御勝手掛ほか35人名書上)	—	—	—	状	1	
17	26	〔包紙〕	—	7月22日	摂州田辺法秀	京泉涌寺中新善光寺	状	1	包紙のみ
17	27	〔包紙〕	〔唐更紗〕	—	—	—	状	1	包紙のみ
17	28	〔書簡〕	〔…不及之返事…〕(頼みなどにつき)	20日	—	—	状	1	虫損激し、下書
17	29	請合申候事	(未進の銭支払いにつき)	い12月30日	七兵衛(花押)	仁兵衛	状	1	
17	30	宗旨覚	(律僧1名・俗1名)	文化元年9月	山城州乙訓郡西国栗生村阿弥陀寺	御本山観音寺御役者中	状	1	
17	31	〔絵図〕	(栢行四間・梁行四間半古地図)	—	—	—	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	32	覚	「本数拾三本…」(梅・權などす 法書上げ)	戊11月8日	—	—	状	1	
17	33	宗旨証牒之事	(真言律宗阿弥陀寺宗旨証牒)	寛政8年9月	同所観音寺兼普澄然	北野観音寺御役者中	状	1	
17	34	謹言上	(本尊十一面観音開帳願)	元文5年8月	泉涌寺末寺北野東向観 音寺	御奉行所	状	1	
17	35	乍恐奉願口上書	(新屋川堤下幅広幅など願につ き)	文化6年4月	西院村庄屋弥五郎ほか 11名	観音寺御役人中	状	1	
17	36	就御尋口上之覚	(住持生国年齢等書上げ)	—	北野観音寺役者	学音	状	1	
17	37	市藏久兵衛分入材木此 方控写	(久兵衛へ渡金請取帳面など 綴)	亥3月1日	—	—	状	1	状2枚貼付け一括
17	38	集銭覚	(講金・賄料など)	—	—	—	状	2	状2枚巻き込み一括
17	39	[包紙]	[追俯]	—	—	—	状	1	
17	40		「右先達而入札有之…」(中井主 水にて根帳につけ持参につき)	正徳4年3月	五十嵐市郎兵衛	観音寺門前	状	1	前欠、写
17	41	西院村知行免割之覚		—	—	—	状	1	
17	42	覚	「十二屋敷 一、畑六畝…」(畑 地観音寺墓地に相渡すにつき)	11月19日	鈴木伊兵衛	—	状	1	
17	43	請取申米之事	(観音寺分物成)	申10月2日	くほ武兵衛	観音寺御納所	状	1	
17	44	一札	(不作につき御救米願上げ)	天明3年12月	西院村喜兵衛	観音寺	状	1	
17	45	奉願口上書	(新屋川防普請所見聞願いにつ き)	明和6年8月	西院村百姓惣代平右衛 門ほか3名	観音寺縁御納所	状	1	
17	46	奉差上一札	(歓喜天堂仮建物普請許可有難 きにつき)	寛政7年2月	北野東向観音寺	掛奉行所	状	1	
17	47		「奢侈忘却さるに…」(後約令)	天明8年5月	—	—	状	1	
17	48	御請申西院村定免之事		慶安2年11月26日	西院村庄屋理兵衛ほか 6名	悲田院ほか5名	状	1	
17	49	重藏久兵衛分入材木此 方控覚		—	—	—	状	1	状1点貼り込み
17	50		「一、酒三升…」(祝儀品目・町 人名ひかえ)	—	—	—	状	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘要	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	51		「一、梁行三間桁行…」(寺作事の書上)	寛政元年3月12日	観音寺役者 字音	御奉行様	状	1	
17	52	[書簡]	「六月十三日之文…」(お越しお礼などにつき)	6月25日	ちう	くわんおん寺	状	1	
17	53-1	[書簡]	「先日より園部役所…」(四か村呼び出し、意見加えるにつき)	12月23日	野々中村 歓楽寺	—	状	1	
17	53-2	[書簡]	「御手簡致薰誦候…」(康安寺一件、寺社奉行所へ再応届けにつき)	—	—	—	状	1	下書き
17	54	宗門人別御改帳之事	(東本願寺門徒、都合17人につき)	文化10年8月	年寄太七・五人組喜兵衛	観音寺御知事	状	1	
17	55		「銀巻貫三百六拾五匁…」(検地入用納入につき)	延宝6年4月5日	—	—	状	1	
17	56		「…右之通御田地西之方…」(畑普請願)	明和5年6月	喜兵衛	観音寺様御役者中	状	1	絵図あり
17	57	奉寄進	(聖観音木造寄進につき)	明暦元年5月18日	元贖ほか2名	—	状	1	
17	58	当寺門前町御尋控井由緒		文化8年11月7日	上林苑 観音寺役者	—	豎	1	白紙
17	59	乍恐口上書	「一、西京保社人より…」(西京保社人新規に神役人足申付につき)	子3月	大將軍東堅町年寄弥兵衛ほか20名	御奉行	状	1	端裏あり
17	60	口上触	「在々於前々…」(観合停止につき触)	子11月22日	五十嵐四良兵へ	—	状	1	端裏あり
17	61	宗旨請状之事	(康安寺善念坊門弟宗旨証文)	文化4年8月	京北野 観音寺役者正受軒	園部寺社御奉行所	状	1	端裏あり
17	62	覚	「一、残り銀…」(残り銀124匁請取につき)	亥12月17日	大工半右衛門	北野東向長老	状	1	
17	63-0	[くくりひも]		—	—	—	紐	5	札「北野行」、虫除けの袋4点
17	63-1	[袋]	「御菓子」	—	—	—	袋	1	
17	63-2	[札]	「願主 当年二才未ノ年女」	—	—	—	札	1	

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
17	63-3	[札]	「弘化三年古暦…」	—	—	—	札	1	
17	63-4	一札	「一、御年貢五斗…」(年貢米此方より済しにつき)	午12月23日	水口飛騨守代 六兵衛	東向観音寺様庄屋 善右衛門	状	1	
17	64	口上	「一筆啓上御座候今度…」(高野へ参るにつき)	卯9月晦日	俊深	観音寺	状	1	
17	65	奉願口上書	「一、先達而御願申上…」(早損にて難儀につき)	明和8年11月	百姓惣代源助・庄屋喜兵衛	観音寺御役者中	状	1	
17	66	覚	「一、三斗登升…」(前納石高書上につき)	明和8年12月	百姓喜兵衛	北野観音寺	状	1	
17	67		「御上京候間為御迎…」(上京の迎え無用につき町触)	未2月24日	五十嵐重兵衛	大將軍村・観音寺門前・北野ほか	状	1	前欠
17	68	「書簡」	「ほんまへに御返事…」(布代銀進上などにつき)	—	ちう	くわんのんし	状	1	
17	69	「書簡」	「先日者御成…」(寺領のほかの田地につき)	6月16日	高木伊勢守	観音寺	状	1	
17	70-1	[包紙]	「御土居方銀子請求」	—	—	—	状	1	
17	70-2	安永七戌年分御年貢米代		戌12月5日	御土居方	北野東向観音寺門前町	状	1	
17	71	乍恐奉願口上書	(西京村内星ヶ池、池底堀増し願につき)	天明3年10月	西院村庄屋喜兵衛ほか12名	観音寺御納所	状	1	
17	72	口上書	(般若天堂普請仮建物取立につき)	寛政7年2月	北野東向観音寺	—	状	1	端裏書「控」
17	73-0	「くくりひも」	—	—	—	—	紐	1	
17	73-1	請証文	—	—	智積院山門米沢組 善	—	状	1	
17	73-2	入院役人附	—	—	—	—	状	1	
17	73-3	入院中献立	—	—	—	—	状	1	
17	73-4-1	弁当	—	—	—	—	状	1	
17	73-4-2	整	(入院式次第か)	—	—	—	状	1	
17	73-4-3	給仕	—	—	—	—	状	1	

【21函】

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
21	1			—	北野東向観音寺	—	横	1	破損激しい、後欠か
21	2	白衣尊縁起	「来二月朔日開扉…」(開扉の寺宝書上)	—	—	—	状	1	破損
21	3-1	古絵図		—	—	—	鋪	1	3-2と関連
21	3-2	乍恐奉願造作	(本堂庇・観音堂・鎮守等新規作事につき)	元禄6年5月3日	訴訟人北野東向観音寺・五十嵐市郎兵衛	御奉行様御役人神沢与兵衛・本多甚五右衛門	状	1	絵図あり
21	4	天満宮御自作本尊御縁起		—	—	—	状	1	
21	5	洛陽北野観音律寺本堂修補化■序		—	—	—	状	1	
21	6		「大黒天神法…」(享和3年法印宛全自筆の急々神徳記の写)	—	丹陽舟井郡北大谷康安寺金剛仏子法印教円	—	状	1	虫損
21	7		「一肘観 祈敬…」	—	慈雲	—	豎	1	合紙1
21	8	一札之事	(年貢未進米納付夏まで延引につき)	天和2年4月1日	西院村1請人又兵衛(ほか1名)	北野観音寺御代官 善右衛門	状	1	
21	9	宗旨御改一札之事	「一、黒谷末寺城州…」(百姓清三郎ほか3名西院村高台寺旦那につき)	宝暦4年8月21日	西院村庄屋喜兵衛	観音寺様御役者中	状	1	
21	10		「抑当寺ハ恒武…」(観音寺縁起)	—	—	—	状	1	後欠
21	11-1	葉王 三宝院 簿		—	玄龍	—	豎	1	とじ紐くずれ
21	11-2	馬頭菩薩 三宝院 簿		—	玄龍	—	豎	1	
21	11-3		(田満金剛)	—	—	—	豎	1	とじ紐くずれ、前欠
21	12		「將軍義政公再興すと…」(観音寺縁起)	—	—	—	状	1	版本残欠
21	13	[絵画]	(つばめとささ図)	—	玉鳳	—	葉	1	
21	14	乍恐奉願造作御訴訟之事	(観音寺作事願、「塗垂」新築につき)	—	泉涌寺末寺律宗観音寺	—	状	1	絵図のみ

函	No	原表題・[内容表題]	内容摘記	作成年代	作成	宛所	形態	数量	備考
21	15	奉願口上書	「右絵図之通…」(観音寺鎮守屋 根修復につき)	享保15年3月	北野東向観音寺役者光 淳・住持源秀	御奉行	状	1	端裏書「屋根葺直御詠 訟」、反古
21	16	普請重而御願	(方丈作事願)	安永8年9月	観音寺住持僧繼・役者 恵玉	御奉行所	状	1	端裏書「大工埋兵衛 へ」、中井主水正によ る許可の裏書あり
21	17-1	普請御願控絵図	(方丈ほか作事願)	寛政3年3月7日	北野東向観音寺役者同 役者学音	御奉行所	状	1	絵図5葉はさみこみ、 端裏書あり
21	17-2	追而奉願造作之事	(方丈作事願)	宝暦9年6月	観音寺住持忍随・役者 義全	御奉行所	状	1	絵図1葉はさみこみ、 端裏書あり、中井主水 正による許可の裏書あ り
21	18		「天満天神…」(観音寺縁起)	—	—	—	状	1	
21	19	奉書写普門品		明治5年	植村忠為	—	豎	1	
21	20	奉書写普門品		明治5年	植村忠為	—	豎	1	
21	21	普請入用覚		明治8年	東向観音寺	—	横	1	
21	22-1	妙法蓮華経卷一		—	—	—	折本	1	
21	22-2	妙法蓮華経卷二		—	—	—	折本	1	
21	22-3	妙法蓮華経卷三		—	—	—	折本	1	
21	22-4	妙法蓮華経卷四		—	—	—	折本	1	
21	23		(棟札)	—	—	—	札	1	